

令和3年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

令和3年3月12日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（20名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	監査委員	菊地浩君
財政課長	鈴木俊也君	事務局参事	
産業振興課長	小川泉君	情報管理課長	山田茂人君
		福祉推進課長	嶋田淳君

議事日程

- 第 1 第 29号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第10号）
〔総務委員会審査・所管事務調査報告 日程第2～日程第3〕
- 第 2 3第1号陳情 日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情
- 第 3 市の魅力を高めるための施策について
〔厚生文教委員会審査・所管事務調査報告 日程第4～日程第7〕
- 第 4 第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例
- 第 5 第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて
〔建設環境委員会審査・所管事務調査報告 日程第8～日程第9〕
- 第 8 第24号議案 市道路線の変更について
- 第 9 観光行政に関することについて
〔予算特別委員会審査報告 日程第10～日程第15〕
- 第10 第 1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算
- 第11 第 2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第12 第 3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第13 第 4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第14 第 5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 第 6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算
- 第16 第 1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第17 議第1号議案 核兵器禁止条約の発効を支持し、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓う決議
- 第18 議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第19 議第3号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議
- 第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第20まで

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 3月10日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る3月10日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本日、机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案3件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。議第2号議案については、併せて議案資料が提出され、議第1号議案及び議第3号議案につきましては、全議員による提出となっております。

なお、3月9日、正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第29号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第10号）

○議長（中間建二君） 日程第1 第29号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第10号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第29号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策事業などにつきまして、今議会定例会におきましても補正予算を御審議いただいたところでありますが、今回の補正予算では、新型コロナウイルスワクチン接種事業等に対する国庫補助金、減収補てん債、キャッシュレス決済を利用した消費活性化事業などに係る歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,357万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ449億3,948万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は1億7,263万3,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

第19款の繰入金は2億2,675万5,000円の減額で、財政調整基金とりくずしの減額であります。

第22款の市債は7,770万円の増額で、減収補てん債の新規計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は93万3,000円の増額で、平成31年度の精算に伴います福祉関係返還金の計上であります。

第7款の商工費は1,926万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。消費活性化事業委託料の増額であります。

第10款の教育費は338万5,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。緊急事態宣言の発出により、夜間利用を中止しました体育施設等の臨時休業に伴う補償費の増額であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第2表繰越明許費補正で、1の追加であります。

対象事業であります。第2款総務費、第1項総務管理費のテレワーク及びWEB会議用端末等導入事業で、金額は2,190万5,000円です。テレワーク及びWEB会議用の端末等に係る経費につきましては、一般会計補正予算(第6号)により予算計上いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の高まりにより、年度内に端末を調達することができない見込みとなったため、関連する予算を繰り越すものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の追加であります。

減収補てん債(特例分)は、市たばこ税、地方揮発油譲与税及び地方消費税交付金の減収分を補填するために借入れを行うものであります。

限度額につきましては7,770万円です。

起債の方法は、証書借入又は証券発行、利率は5.0%以内、償還の方法は記載のとおりです。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(田代雄己君) これより、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は1億7,263万3,000円の増額です。

1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は4,337万7,000円の増額です。国の補助事業に係る地方負担分として、第3次交付分の一部となります。金額を補正するものであります。

なお、第3次交付分のうち地方単独分としまして、交付限度額が2億6,520万7,000円、示されております。こちらは、国におきまして予算が繰り越され、市としましては、令和3年度の予算の財源として活用する予定であります。

現在、実施する事業について検討を進めており、令和3年度補正予算として、なるべく早い時期にお示しできるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は1億2,925万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。ここで補助金額の上限額が示されたことによるものであります。

なお、このことによりまして、ワクチン接種に係る経費につきましては、全額国の補助により対応できるものとなります。

9ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は2億2,675万5,000円の減額であります。

一般会計補正予算（第10号）の財源調整として、財政調整基金のとりくずしを減額するものであります。

11ページをお開きください。

22款1項市債、10目1節減収補てん債は7,770万円の計上ですが、市たばこ税、地方揮発油譲与税及び地方消費税交付金の減収見込みに伴い計上したものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2,357万8,000円の増額で、補正後の予算額は449億3,948万1,000円となるものであります。

13ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、15目諸費は93万3,000円の増額で、4の福祉関係返還金の計上ですが、平成31年度の精算に伴う東京都への返還金の計上であります。

15ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,926万円の増額ですが、令和3年1月から2月末まで実施をしましたキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業の利用実績が想定以上に増えたことから、今後の精算に当たり付与予定額の超過見込額について増額するものであります。

17ページをお開きください。

10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費、2の新型コロナウイルス感染症対策事業費は338万5,000円の増額ですが、緊急事態宣言の発令に伴い、令和3年1月8日から市民体育館の夜間利用を中止したことによる体育施設等の臨時休業に伴う補償費を増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2,357万8,000円の増額で、補正後の予算額は449億3,948万1,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） おはようございます。それでは、質疑をさせていただきます。

補正予算書16ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費の——16ページ、消費活性化事業委託料の増

額について、質疑いたします。

まず補正となった理由、見込みよりも利用が多かったということですが、この詳細についてお聞かせください。

2つ目、改めてこの令和2年度、キャッシュレス決済を利用した消費活性化事業は3回にわたり行われましたが、1弾、2弾、3弾と行われ、それぞれの事業費の金額、また事業実施加盟店の数の推移はどのようになったのか。また、近隣市も、この消費活性化事業を様々取り組んでおりますけれども、東大和市がこの事業を行うに当たっての考え方や狙い、またその効果がどうだったのかということを知りたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルスの経済の影響は、令和3年も引き続きあると思いますけれども、令和3年度の消費活性化事業にどのように取り組んでいかれるのか、東京都の補助金等の発表もありましたけれども、この活用についても含めて伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書16ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の御質問でございます。

まず最初にですね、増額の理由でございます。

こちらはですね、まず事業予算の見積りにおきまして、第1弾、第2弾における予算執行額を基に、キャンペーン付与費に不足が生じないよう、第1弾、第2弾で、一月の期間付与上限を1万円としていたものを、第3弾となる1月5日から2月末までの2か月間では、期間付与上限を1万5,000円としたほか、キャンペーンにおける決済額の伸び率、こちらを25%ほど見込むなど、予算が不足することのないよう金額を設定したところでございます。

しかしながら、第3弾のキャンペーン期間では、近隣市における同様のキャンペーンが1月末で全て終了し、都内で2月にキャンペーンを実施している自治体が当市のみとなったことや、コロナ禍における非接触決済の普及も後押しとなったのか、近隣市からだけでなく、遠方からも買物客が訪れ、当初の予想をはるかに上回り、結果としてキャンペーン付与額に不足が生じることになったものによるものです。

続きまして、第3弾まで実施しましたキャンペーンそれぞれの事業費、キャンペーン参加の店舗数の推移、近隣市と比較した取組、またその効果でございます。

まず最初に、3回実施いたしました各キャンペーンの事業費の額でございますが、9月の第1弾と、11月に行いました第2弾につきましては、令和2年度第1回臨時会で承認をいただきました小売店等の消費活性化事業費の6,000万円、こちらを活用し、第1弾キャンペーン付与費におきましては1,978万4,040円、第2弾では3,587万6,941円、付与費に執行をしております。

第3弾では、令和2年第4回定例会で補正予算に計上させていただきました7,600万円、こちらを活用させていただき、キャンペーン付与費に7,000万円を予定していたところ、8,855万8,489円の付与額になり、これにより3回のキャンペーンの合計付与費が1億4,421万9,470円で、市内で決済されました総額が5億7,054万528円となっております。

次に、キャンペーン参加店舗数の推移、こちらでございます。

開始前の8月におきましては、キャンペーン対象店舗が183店でございました。これが第1弾では279店舗、第2弾では328店舗、第3弾では368店舗となり、最終的に事業開始から倍以上の参加店舗数となっております。

次に、近隣市の取組との比較でございますけれども、3つほど特徴を上げさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、当市では対象店舗に大型店や大手チェーンを含めなかったという点でございます。これは新

型コロナウイルスの影響から減収となっている市内小規模店舗の応援に、しっかりと結びつけたいという考えからでございます。同様のキャンペーンを実施していたある自治体では、対象店舗を制限しなかったため、決済額の9割近くが大型店や大手チェーンの収益となり、市内中小事業者からは不評であったというふうにお聞きしております。

2つ目でございますが、1回の付与上限を当初から3,000円と決めて取り組んだ点でございます。他の自治体では、付与額の推移を見定めるために、1回の付与上限を1,000円または2,000円と設定したことから、消費の動きが当市のキャンペーンへと向けられたものというふうに捉えております。

3つ目でございます。都内初として実施したこと、これに加えて9月、11月、1、2月と3回のキャンペーンの実施に当たりまして、それぞれ1か月間の間を空けさせていただいた点でございます。当初からキャンペーンの期間を連続した2か月とした場合に、付与額の予測が困難であることから、まずは1か月の実施の結果を見て、第2弾の実施を検討しようとしたものでありましたが、第1弾を実施し、キャッシュレス決済事業者のポイント還元が、利用日から30日後の付与であり、消費者が次回キャンペーンにおいて、その付与分を活用できることがメリットとなるなど功を奏し、隔月で実施したことが売上げの増加にもつながる結果となっております。

さらに効果を上げた点の例としまして、11月のキャンペーンではクリスマス商戦の予約販売に、また年間で一番消費が落ち込む2月はですね、ひな祭りや卒業式向けの予約販売といった商戦の工夫もなされ、開催月にこだわった点が活かされた結果となっております。

効果が発揮できたかという点につきましては、新型コロナの影響を受ける市内小規模店舗の売上げ向上に結びついたことはもとより、キャッシュレス決済に抵抗感のあった事業者も、こうした第1弾、第2弾の結果を知り、新たにキャンペーンの参加を決めるなど、新型コロナ感染拡大防止策として、非接触で行えるキャッシュレス決済の普及を促し、新たな生活様式を推進することに大きく貢献したものと考えております。

最後になります。

令和3年度における取組、こちらについてでございますけれども、現在のところ同様の事業を実施する予定はございませんが、東京都の令和3年度補正予算において、キャッシュレス決済によるポイント還元も対象とする東京都生活応援事業が計上されておりますので、こうした事業の活用も視野に入れるとともに、国や東京都の動向を注視しながら検討してまいりたいというふうにご考えております。

またですね、東京都商店街振興組合連合会発行のニュースの紙面、こちらにおきまして、同連合会理事長は、商店街はにぎわいをつくり、対面での商売を得意としてきたが、コロナ以前の状態にはもう戻らない。新たな日常における商売のスタートとなると記事を書いております。

本市としても、このようなキャッシュレス決済事業を通し、業態転換やSNS、ネットを併用した商売、非接触型のビジネスの促進を図りたいというふうにご考えており、今後、同様の事業に取り組む場合は、事業者向け及び消費者向けのサービスの導入に関する丁寧な案内、また説明などを行うなど、新たな日常における商売の形が定着していくよう、東大和市商工会などとも連携しながら、進めてまいりたいというふうにご考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 予算書の2ページの歳入歳出予算補正のところで、歳入で都支出金がないわけですがけれども、市町村総合交付金が3億5,000万円ほど、増額で決定されたということですがけれども、これがここに

載っていないのは、間に合わなかったということなのか。そこら辺の事情と、今後この3億5,000万円、どう処理していくのか伺いたいと思います。

それから、9ページ、10ページの財政調整基金とりくずし減額2億2,675万5,000円ということですが、これによって令和2年度末の財政調整基金残高が幾らになるのか。それから、元年度末と比べての増減がどうなるのか伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） まず予算書の2ページ、歳入、市町村総合交付金についてでございますが、こちらについては交付決定額、増ということで、東京都のホームページなどでも確認ができるような、現在状況ではございます。ただ、こちらにつきましては、今後、充当先について最終的に確定をしていくものでありまして、例年、決算の際に御報告をさせていただくような形となっております。それらも含めまして、今回、補正のほうには載っていないということでございます。

続きまして、予算書9ページ、繰入金、財政調整基金とりくずしの減額についてでございますが、まず令和2年度末の現在高についてでございますが、保健センターの移転補償分も含めまして、財政調整基金の年度末、令和2年度末の残高見込みについては24億525万9,000円を予定しているところでございます。また、令和元年度、平成31年度の決算との比較でございますが、約2億8,000万の増となっているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 1点だけお伺いします。

歳入なんです、11ページにあります減収補てん債なんですけれども、これが出てくるの、多分、予算書では十数年ぶりぐらいかと思うんですが、これがどういうときに起債ができるもので、それから元利償還財源というのはどういうふうになるのかってことだけ教えてください。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書11ページ、12ページ、減収補てん債についてでございます。

こちらにつきましては、普通交付税の算定におきまして、対象税目であります法人市民税、利子割交付金、法人事業税交付金が、基準財政収入額に算入される額と比べまして、収入見込額が下回った場合に借入れをすることができるものとなっております。

また、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地方財政法が改正されましたことから、対象税目が追加されているところでございます。

追加税目のうち、市のたばこ税、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金などにつきまして、借入れをした後に収入見込額の実績額の差を、今年度、普通交付税での精算が行われないことから、今回、借入れを行うというふうに考えたところでございます。

元利償還金についての交付税措置ということで。

こちらにつきましては、償還の75%から100%を算入されるということで、現在確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表し、第29号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第10号）に対して、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、キャッシュレス決済を活用した消費活性化事業委託料の増額補正が主な内容となっております。私ども公明党会派として、昨年5月に尾崎市長に対して、コロナ禍における市内事業者と消費者への経済支援策の実施を要望してまいりました。その結果、実施されたキャッシュレス決済を活用した30%還元の実業は、多くの市内事業者、並びに市内外の多くの方々から高い評価の声が寄せられております。

他市に先駆けて、多摩26市で一番最初に実施されたPay Pay事業は、消費の活性化を促しただけでなく、感染症対策のためのデジタル化、キャッシュレス決済の利用促進にもつながりました。東大和市独自の工夫としては、対象事業者を市内小規模店舗に限ったことや、キャンペーン期間の中1か月を空けてポイントバックによる消費行動の効果や、季節行事の影響などを詳細に検討し、限られた予算で最高の結果が出るよう、担当職員が熟慮を重ねて取り組んだ結果、市内事業者、消費者ともに喜んでいただける事業となったことを高く評価いたします。

令和3年度においても、新型コロナの影響は長引くと考えられます。東京都の生活応援事業の予算などを活用し、引き続きキャッシュレス決済を利用したポイント還元事業の実施を大いに期待しております。また、その際には、キャッシュレス決済をまだ使っていない市民に対しても、さらに工夫を凝らし、丁寧な取組を重ねてお願いし、公明党を代表しての賛成討論といたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第29号議案 令和2年度東大和市一般会計補正予算（第10号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 3第1号陳情 日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情

日程第3 市の魅力を高めるための施策について

○議長（中間建二君） 日程第2 3第1号陳情 日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情、日程第3 市の魅力を高めるための施策について、以上、陳情1件を議題に供し、所管事務調査1件については報告を行います。

以上2件につきましては、総務委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。

ただいま議題に供されました3第1号陳情 日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和3年3月5日に本委員会を開催し、本件の審査を行いました。

本件につきましては、質疑等に関して、市長部局の説明員の出席を求めず、直ちに自由討議に入りました。自由討議の意見の概要は次のとおりであります。

研究そのものに制約をつけること自体が、憲法第23条に定められている学問の自由の観点から、好ましいことではないと考える。防衛技術と民生技術の境目がなくなりつつある現代の科学分野の中で、軍事研究の反対を研究現場に押しつけることは、自由な研究を阻害することにもつながるのではないかと考える。

次に、2017年声明の末尾には、科学者コミュニティーが真摯な議論を続けていかなければいけないとの記載がある。社会の側も、科学者コミュニティーと軍事的な研究も含めて、科学技術をどのように社会に取り入れていくのかということ議論し続けていかなければいけない。

次に、基本的に、内容的には十分賛同できるし、何らかの声明を支持しつつ、国に対して申し入れをすることに関しては、やぶさかではないと思っていると、それぞれ3名の委員より意見がありました。

自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は2件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに採決に入りました。

起立により採決を行った結果、起立少数により、3第1号陳情 日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情は、不採択と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

続きまして、総務委員会における所管事務調査の報告を行います。

令和元年6月の委員会において、所管事務調査として、「市の魅力を高めるための施策について」を決定いたしました。

調査目的を現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するためとし、調査方法を担当部課より説明を求める。必要に応じて現地調査を行うこととし、令和元年度及び令和2年度にわたり、調査・研究を進めてまいりました。

ここで一定の成果があったと判断し、令和3年第1回市議会定例会において、総務委員会として取りまとめを行い、報告をさせていただきます。

近年、シティプロモーションに取り組む自治体が増えていますが、自治体によってその目的や定義は様々であります。市のイメージや認知度を高めることで定住人口の増加を狙う自治体もあれば、観光客増加に積極的に取り組む自治体や企業誘致を推進する自治体など、その目的は自治体によって異なっており、将来に向けた持続可能な行財政運営を進めるためには、転入の促進及び転出の抑制による定住人口の増加を目指すことが必須であり、そのためには今日の自治体間競争において、一定の優位性やプレゼンスを獲得して、東大和市の魅力を高め、また内外に発信することなどの事業が重要でありますことから、市の魅力を高めるための施策に資するようなシティプロモーションを推進することが求められています。

東大和市においても、平成27年10月に東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略が、平成29年4月に東大和市ブランド・プロモーション指針が、平成29年11月に東大和市ブランド・メッセージロゴマーク使用ガイドラインが、平成30年3月に東大和市ブランド・プロモーション指針アクションプランがそれぞれ策定され、将来にわたって活力あるまちを持続させるための事業が推進されています。

一方、他自治体では、先行してこれらの課題に取り組み、大きな成果を上げているところがあるという現状を踏まえ、東大和市が現在から将来にかけて取り組み続けなければならない大きな課題は、市の魅力を高めるための施策であると捉え、所管事務調査として取り上げることといたしました。

なお、市の魅力を高めるための施策は広範囲になるため、市内外への市の魅力の情報発信のための施策であるシティプロモーションに注目し、焦点を置いて調査をすることとして細目を決定いたしました。

まず、東大和市の取組については、1、シティプロモーションの体制について、2、シティプロモーションの取組について、3、都市ブランドの構築、シビックプライドの醸成につながる施策・事業の実施について、細目に沿って調査を行いました。

また、東大和市ブランド・プロモーション指針の補正版においても、変更点を中心に、所管の担当部課長へ詳細な説明を求め、説明に基づき、各委員より質疑等を行いました。調査の内容や、委員の意見については、報告書に記載しておりますので御確認をいただきたいと思います。

次に、他自治体の取組については、次の3つの自治体を視察し、調査・研究を行いました。

1、青森県弘前市、2、青森県むつ市、3、岩手県北上市。この3つの自治体は、当市と同規模の自治体や、先進的な取組をしている自治体など、特徴的な事業を進めている自治体で、各視察先においては、以下の8つの共通項目についての確認を基本に調査を行いました。

シティプロモーションの取組について。

- (1) シティプロモーションに取り組んだ背景について。
- (2) シティプロモーションにかけている予算について。
- (3) 庁内の組織体制について。
- (4) 市民への周知と市民の協力・協働について。
- (5) 作成物について。
- (6) アドバイザーや外部協力機関などについて。
- (7) シティプロモーションに取り組んだ結果、ふるさと納税にどのような影響があったのか。
- (8) シティプロモーションに取り組んでいなかったら得られなかったことはあるか。また、シティプロモーションにおける現在の課題は。

調査の内容や委員の意見については、報告書に記載しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

このようにして総務委員会では、東大和市及び3つの自治体の取組について調査・研究をいたしました。

そこで、所管事務調査の取りまとめに際し、議論の場に出た意見を踏まえ、今後の事業進行上留意すべき重要な観点を、以下の点に集約してみたいと考えます。

- (ア) 民間のノウハウを活用する等、担当職員が学べる環境を創出することによる人材育成の重要性。
- (イ) 市長のリーダーシップのもと、市民の皆さんとともに、一緒に市の魅力をPRができるような、情報発信の重要性。
- (ウ) 地域の特徴を活かしたプロモーションと、若い世代が東大和市に愛着を持てるような取組の重要性。

(エ) 目に見えるような設定目標や、具体的な取組に対する成果や効果を見極めるための計測方法の重要性。

(ア) について、弘前市の担当者が、自治体研修制度を活用し、1年間、株式会社電通で研修を受け、学んだことを活かして仕事に取り組み、職員にも還元しています。また、電通の社員1名が同市に1年間研修に来ていたことも活かし、庁内で中心となって事業を進めていける職員を増やしていることや、職員全体が共通認識を持てるように講習会を開催するなど、シティプロモーションを進めていく上で、最重要の課題である人材育成について確認をいたしました。

(イ) について、各視察先にて、市長をトップとして職員一丸となった情報発信を行い、各地でのトップセールスやPR活動によって、市のブランド力や認知度を向上させています。また、様々な取組の中で、市民の皆さんとともに、市の魅力を創出していくことが重要であることを確認いたしました。

(ウ) について、東大和市ならではの地域性や特色を活かしたプロモーションが重要であり、北上市での「あじさい都市構想」のように、それぞれの地域が独自の資源や特色を活かして、地域の魅力をシティプロモーションに当てはめています。そのような取組から、地域のことを自分ごとにして、若い世代が愛着を持てるように進めていることを確認いたしました。

(エ) について、東大和市として、KPI（重要業績評価指標）やベンチマークしている自治体はないとのことでしたが、弘前市等、視察先では、数字ではなかなかかかれぬようなシティプロモーションにおいても、数値目標を常に意識して業務を進める必要性や重要性を確認いたしました。

これら取りまとめを踏まえ、今回の総務委員会の所管事務調査については、次のように総括したいと考えます。

新型コロナウイルス感染拡大の中、先進市や近隣市への調査が計画どおりには進まず、不完全な形で、深掘りできなかったことが非常に残念ではありますが、本調査において、現在、東大和市が取り組んでいる市の魅力を高めるための施策について詳細に知ると同時に、先進自治体を視察しその取組を大いに参考とすることができました。

東大和市のアドバイザーでもあります牧瀬 稔先生は、著書「成功するシティプロモーション、失敗するシティプロモーション」の中で、「シティプロモーションの一つの醍醐味は、既存の地域の魅力に付加価値をつけていく能動的な活動である。そして地域の魅力というものは、地域に応じて異なるというのが前提である。ところが、最近のシティプロモーションは画一化しつつある。どの自治体も同じことをしている。それがロゴマークをつくったり、ブランドメッセージを決定したり、プロモーション動画などの多発である。」と述べられています。

東大和市でも、とてもすばらしいロゴマークをつくり、ブランドメッセージを決定し、様々なところで使われていますが、使用することがブランド・プロモーションの目的になっているのではないかと危惧される所でもあります。

現在のブランド・プロモーションの進め方としては、市内外に情報を発信し、それを認知してもらうためのシビックプライドの醸成やスタッフプライドの向上を進めているところではありますが、日本一子育てしやすいまちを目指して、子育て中の方を含め若い世代に向けた定住促進対策を進め、この世代が定住してくれるようなプロモーションを期待したいと考えます。

そのためには、現在、東大和市にお住まいの市民の方や市職員に、東大和市や自分の住んでいる地域を意識していただき、地域の魅力発信や住民の郷土愛の醸成につなげていくインナープロモーションも大切でありま

す。東大和市に住んでよかった、これからも住み続けたいと思う取組、さらによりよいまちづくりに積極的に参加するような、シビックプライドの醸成につながる具体的な取組にも期待いたします。

今回の調査での知見を参考に、市議会としても常に問題意識を高く持ちつつ、協力すべき点については大いに協力し、指摘すべき点については厳しく指摘をしながら、市の魅力を高めるため、引き続き努力してまいりたいと考えます。

以上で、所管事務調査、市の魅力を高めるための施策についての報告といたします。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 降壇〕

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時17分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 3第1号陳情 日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情に、賛成の立場で討論いたします。

本陳情が提出された背景として、日本学術会議会員の任命に当たり、菅首相により、6人の候補の任命が拒否された昨年来の事件のことがあるかと思えます。日本共産党は、菅首相が日本学術会議による6人の会員候補を速やかに任命することを要望します。

さて、政府から独立した科学者コミュニティーである日本学術会議は、戦争協力への反省と、再び同様の事態が起こることへの懸念から、第二次世界大戦から間もない1950年に、ベトナム戦争中の1967年に、そして2017年に、三たびにわたり戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない旨の声明を出しています。

我が国は、歴代の政府の方針として、武器輸出三原則、武器輸出に関する政府統一見解で、憲法の本質にのっとり武器の輸出を慎むという立場を堅持してきました。

しかし、安倍政権は、アベノミクス第3の矢、成長戦略として武器輸出に乗り出し、それらを大きく覆しました。2015年度に防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が発足し、2017年度概算要求では、安全保障技術研究推進制度、110億円が要求されました。

2017年、軍事的安全保障に関する声明は、こうした背景を踏まえ、歴史的な経験に照らし、政府による研究者の活動への介入が強まり、学術研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が担保されなくなるとの懸念を示しています。

安全保障技術研究推進制度では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って、公募・審査が行われ、外部の専門家でなく、同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多いことや、学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実であるとしています。

本来、技術そのものには軍事的か否かの本質的な違いはありません。研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、軍事的、攻撃的な目的のために使用されることがあります。そうであるがゆえに、その入り口となる研究資金が、誰がどんな意図での提供するのかということが問題となります。過去の軍事研究から生まれた技術の中には、後に民生用に活用され、日常生活で人々に多くの利便をもたらしているものも少なくありません。しかし、軍事研究がなければ、民生技術が発展しないわけではありません。正されるべきは、日本の大学教育や基礎研究に投じる国のお金が極めて貧弱であるという問題です。基礎的研究は、直ちに成果に結びつくことは少なく、本来は民生研究の大事なものには、国が責任を持ってお金を出してこそ、日本が科学技術立国として再興するのではないのでしょうか。

日本共産党は、日本学術会議の2017年、軍事的安全保障研究に関する声明を支持し、平和都市宣言を掲げる東大和市の議会として同声明を支持し、国に求める本議案に賛成をいたします。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。私は、3第1号陳情 日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情に、反対の立場で討論いたします。

さきの大戦での核兵器の開発は、科学者自身の心に大きな傷痕を残しました。その後悔と反省から、核兵器廃絶と紛争解決の平和的手段を強く訴えたラッセル・アインシュタイン宣言は、あまりにも有名であります。2度に及ぶ世界大戦から同じ過ちを繰り返すことがないように、平和を求め、戦争に反対する宣言や声明は数多く発表されています。

東大和市においても、恒久平和の実現と核兵器廃絶のために、全世界の人々と手を携えて努力することを誓った東大和市平和都市宣言を平成2年に発表しています。また、東大和市議会では、今定例会において、東大和市平和都市宣言に基づき、核兵器禁止条約の発効を支持し、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓う決議を全会一致で行うこととなっております。それぞれの立場で、平和を願う心情を表すことについては、大いに賛成するものであります。

その上で、日本学術会議が2017年に発表した軍事的安全保障研究に関する声明には、「学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。」とあります。

このことから、地方政治を担う市議会として、この声明を支持し、国に対して申し入れをすることは違和感を覚えます。よって、陳情者の求めに応じることはできません。

以上。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） 中野志乃夫です。やまとみどりを代表して、日本学術会議2017年声明を支持し、

国に対して申し入れすることを求める陳情に、賛成の立場で討論いたします。

そもそも日本学術会議は、1949年、発足総会の声明にもあるとおり、戦時中の科学者が取った態度を強く反省し、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であることを確信し、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献をすることを誓った団体です。

また、翌年、1950年の朝鮮戦争勃発前には、本陳情にもあるとおり、第1回声明で戦争を目的とする科学の研究は、絶対にこれを行わないとの声明文も採択しています。

日本の英知を結集してと言われる日本学術会議は、本来は今日のような新型コロナウイルスによる国難とも言える事態にこそ、その役割を発揮して、公衆衛生はもちろん、社会の在り方から、経済の方向性など、各分野を横断した形での指針を出すべき存在でもあります。

大変残念なことに、そうした役割を、この間の自民党政府は、学術会議が軍事関連の研究に否定的であることを理由に度々干渉し、近年は諮問さえ出さない形で形骸化させてきました。そして、菅首相に至っては、人事に関して違法とも言える任命拒否の妨害をして、会議の存在をないがしろにしています。

新型コロナ対策の基本とも言える学術的総合対策を自ら潰してしまっている、と言えます。そのことに関しても、全く菅首相自身、無自覚でもあるし、思想統制とも言える今回のこの姿勢は、あまりにも重大な失策だと考えます。こうした事態を多くの市民に知ってもらう意味からも、本陳情に賛成するものであります。

以上です。

[2 2 番 中野志乃夫君 降壇]

[9 番 根岸聡彦君 登壇]

○9番(根岸聡彦君) 自由民主党の根岸聡彦です。私は自由民主党を代表して、3第1号陳情 日本学術会議 2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

陳情者は、陳情理由を、東大和市議会として、日本学術会議の軍事研究反対の姿勢を支持し、その意思を国に申し入れすることを求めると締めくくっております。

委員会の場でも申し上げましたが、日本学術会議による声明の全てに反対をしているわけではないということ、まず申し上げておきたいと思えます。

平和であるということは、我々日本国民のほぼ全てが願っていることであり、現在行われている各種の研究が、平和利用のために行われるということは極めて重要なことであります。また、戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない、軍事目的のための科学研究は行わないとすることは、多くの国民が願っていることであると考えます。

しかしながら陳情理由の文言に、「軍事研究反対の姿勢は、平和主義を掲げる日本国憲法の下にあって当然守られるべき事柄です。」とありますが、本陳情における軍事研究という言葉の定義は極めて曖昧であり、何を以て軍事研究となるのか。どこから軍事研究の範疇に入るのかといったことが、明確になっていないのも事実であります。

軍事技術と民生技術の境界が不明瞭になりつつある現代の科学分野において、軍事研究の反対を研究現場に押しつけることは、大学等、研究機関における自由な研究を著しく阻害し、ひいては他国との研究開発競争の中で遅れを取る要因にもなりかねないこととなります。

近年の技術革新の急激な進歩により、民生技術と軍事技術の境界線が見えにくくなっていることは確かであります。GPS技術やインターネット技術、半導体素材やコンピューターの開発技術、そしてロボット技術

等々、民生研究の進歩により、私たちの生活の質が大きく向上したことは、誰もが認めるところであります。

このような現状を顧みず、定義が曖昧な軍事研究の反対を研究機関に強要すれば、さきに述べたような様々な分野における既存の研究が軍事に転用される可能性があるという理由で制約を受けるおそれがあります。このような研究の制約は、憲法第23条が定める学問の自由の観点からも適切ではないと考え、本陳情には反対をするものであります。

[9 番 根岸聡彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

3第1号陳情 日本学術会議2017年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第4 第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例

日程第5 第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第6 第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第7 「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて

○議長（中間建二君） 日程第4 第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例、日程第5 第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、日程第6 第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第7 「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、以上、議案3件を議題に供し、所管事務調査1件については報告を行います。

以上4件につきましては、厚生文教委員会委員長、実川圭子議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） ただいま議題に供されました第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例、第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び所管事務調査「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについてに関して、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

今議会における議案3件につきましては、全委員により、いずれも活発な質疑の上、真摯に審査をさせていただきました。本日の委員会報告におきましては、簡略して審査報告を行わせていただき、詳細につきましては、会議録等を御確認いただきますようお願い申し上げます。

3議案の審査は、令和3年3月4日に本委員会を開催し、行いました。

初めに、第10号議案を議題に供し、副市長、教育長、関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本議案審査につきましては、本会議において提案理由の説明が終了しておりますことから、直ちに質疑を行いました。

全5名の委員が質疑を行ったほか、1名から委員外発言の申出があり、質疑を許可しました。

主な質疑は、以下のとおりです。

公立図書館の役割について、図書館員の専門的な知識と経験の蓄積について、図書館協議会の直営のまま、地区館の開館日、開館時間の見直しを図ることを求める答申にもかかわらず、指定管理者制度を導入する決定に至った経緯と必要性について、図書館運営規則の事業が、条例の移行により9項目から6項目になったことについて、指定期間について、職員の労働環境について、個人情報管理について、短時間労働者の責任について、中央館への導入の検討について、第三者委員会などによる評価について、指定管理者制度導入に当たり市民との議論について、図書館業務の内容がどのように変わるかについて、他の自治体の事例について、モニタリング結果のフィードバックについて、指定管理者との意思疎通の場について、コスト面の効果について、文庫との連絡及び協力体制について、条例第6条、損害賠償について、条例第10条と4条の管理基準の違いについて、協定書について、中央館と地区館の違いについて、パブリックコメントの結果を踏まえて条例の参考とした点について、地域行政資料や関連資料を積極的に収集・提供するという点について、条例第1条設置で理念の内容の記載がなく簡略なことについて、図書館ボランティアについて、モニタリング評価結果の公表についてなどの質疑があり、それぞれ答弁がありました。

質疑を終了後、自由討議を行いました。

自由討議は1人から発言がありました。

自由討議終了後、討論を行いました。討論は1件で、反対の立場からのものでした。

その後、起立により採決を行った結果、起立多数により、第10号議案は原案どおり可決と決しました。

次に、第12号議案を議題に供し、副市長、関係部課長の出席のもと審査を行いました。

本議案審査につきましては、本会議において提案理由の説明が終了しておりますことから、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は、以下のとおりです。

介護保険サービス支給対象者の試算について、新たに1施設整備する高齢者ほっと支援センターについて、第7期介護予防の取組効果が保険料改定に与えた影響について、介護予防事業について、基金を取り入れなかった場合の保険料について、第14段階が設けられた趣旨と効果について、介護保険料が低いほうだという評価について、低所得者に対する負担軽減について、コロナ危機の下で市民生活に与える影響と市の認識について、6期、7期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用について、計画見込額と決算額について、余剰金が出た場合の基金の積み上げについて、ほっと支援センターの受持ち人数のバランスについてなどの質疑があり、それぞれ答弁がありました。

質疑を終了後、自由討議を行いました。

自由討議は、1人からの発言がありました。

自由討議終了後、討論を行いました。

討論は1件で、反対の立場からのものでした。

その後、起立により採決を行った結果、起立多数により、第12号議案は原案どおり可決と決しました。

次に、第16号議案を議題に供し、副市長、関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

本議案審査については、本会議において提案理由の説明が終了しておりますことから、直ちに質疑を行いました。

全5名の委員が質疑を行ったほか、1名から委員外発言の申出があり、質疑を許可しました。

主な質疑は、以下のとおりです。

コロナ危機が市民生活に与える影響と市の認識について、40代夫婦と子供2人給与収入400万円という家庭のケースについて、加入者に担税力があると認識しているかについて、26市で唯一減免をする詳細について、運営協議会の御意見について、他市の財政健全化計画の進捗状況について、基金からの繰入れによる保険料軽減について、基金残高見込みと活用について、保険税率抑制に資する事業について、レセプトデータを活用した保健指導の取組について、ジェネリック医薬品の促進について、保険税の支払い困難な方への対応について、社会保障への税金投入への認識について、運営基金の取崩しについてなど質疑があり、それぞれ答弁がありました。

質疑を終了後、自由討議はなく、討論は1件で、反対の立場からのものでした。

その後、起立により採決を行った結果、起立多数により、第16号議案は原案どおり可決と決しました。

続きまして、平成31年度から令和2年度にかけて行いました所管事務調査の報告を行います。

所管事務調査「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについてを、令和元年6月24日、第5回厚生文教委員会において、調査項目として決定しました。

10回の委員会開催と市内関係施設の視察、並びに先進市への行政視察や、市議会議長会主催の研修会に参加して調査を行いました。

調査内容の詳細につきましては、お手元の報告書を御確認ください。

ここでは、主な調査内容について御報告いたします。

具体的な調査事項としては、「不登校、引きこもり、貧困、人権・権利、虐待、自殺」とし、子どもたちの意見を聞くことについても検討していくこととしました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、行政視察の自粛など、委員会活動を例年どおりに行うことができませんでした。一方で、コロナ禍の外出自粛や学校休校、保育園や幼稚園の利用自粛による子どもたちへの影響について、また親の経済的困窮による子どもの貧困についても状況の確認を行いました。

不登校については、市内小学校の出現率は近年微増傾向で、市内中学校の出現率については高くなっています。要因は家庭に係る状況、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業不振などが多く、それに対し、市では5つの不登校対策事業に取り組んでいることや、サポートルームとさわやか教育相談室での対応状況を確認しました。

虐待については、子ども虐待の通報番号189の周知とともに、児童相談所と市子ども家庭支援センターが対応を進めてきています。その取組の実態を調査するために、子ども家庭支援センターを視察し、センター内のかかるがもひろばや一時預かりを見学した後、虐待が複合化している現状を聞きました。

コロナ対策の現状と取組については、子どもたちへの影響が心配される中、新しい関係の築き方として、地域子ども・子育て支援事業はどのように進めていくのか、12事業のうち、子育てひろばと子育て援助活動支援事業に絞って現状を確認しました。

また、地域での子育てを応援することが大切だが、そのキーとなるのが、コミュニティ・スクールであり、

もう既に立ち上がっているところと、これからのところがあるため現状を調査しました。

調査を終えて、各委員から出された意見や提案をまとめました。

子ども虐待がコロナ禍でさらに増えています。様々な要因が絡み合い、複合化している状況が分かりました。各関係機関が連携を取りながら対応していることも確認できました。引き続き、個々のケースにはきめ細かに対応していくことを望みます。同時に、孤立化している子育てを、地域で支える仕組みを充実させることが大切であり、本市においては東大和市子ども・子育て未来プランの子ども・子育て支援事業の地域子ども・子育て支援事業について、改めて見直ししながら強化していく必要があります。

今後はこの調査報告書を、今後の調査や研究の一助としていただき、東大和市の子どもたちのこころといのちを守るための取り組みを一層進めていただきますようお願い申し上げ、所管事務調査の御報告といたします。

以上をもちまして、令和3年第1回定例会における議案審査結果報告、並びに所管事務調査報告についての厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党市議団を代表して、第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例、第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、第16号議案、東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

初めに、第10号議案について申し上げます。

公立図書館は住民の知る権利、知る自由を保障し、必要な資料や情報を提供するという大切な役割を担っています。ただ単に本を借りる場所ではなく、住民が自由と権利を自覚するために必要な情報や知識を得ることを保障するのが公立図書館であり、民主主義を支える重要な役割も担っています。

図書館職員には、こうした公立図書館の基本的役割を果たすための高い専門性が求められます。あることについて調べたいけれど、どういう本を読んだらいいかわからないなど、利用者からの様々な読書相談に応える、また求められる資料については、リクエストや相互貸借などの制度を活用し、応えることも求められます。

そして、これらのためには所蔵資料の把握はもちろん、その地域の事情に精通し、資料に関する専門的知識と経験の蓄積を持った職員が、的確に対応することが求められます。

東大和市の公立図書館が、これまで蔵書数、レファレンスともに、全国でも高い水準を維持してきたことは、本市の誇りであり、市には公立図書館を民主主義の土台として、今後ますます発展させることが求められています。

本条例改正案は、公立図書館への指定管理者制度の導入を可能とするものですが、導入については、市の図

書館協議会が平成30年、市の諮問に対し、直営のまま地区館の開館日、開館時間の見直しを図ることを求める答申を出しています。

この答申は、指定管理者制度導入のメリットとして、開館日、開館時間の拡大が可能になることが挙げられたほかは、明確なメリットは示されませんでした、とした上で、むしろ議論の中では、選書の公平性、地域や学校との連携、市内外の図書館との連携など、これまで東大和市立図書館が、構築・蓄積してきた図書館サービスの低下の懸念、図書館利用者のデータ漏えいや個人情報保護への懸念、民間事業者に対し、市民の意見がどう反映されるのか、教育委員会の関与がどうなるかなどの疑問について、十分な議論は尽くされず、課題としたまま、と指摘をしています。

本条例改正案では、図書館事業として位置づけられていた9事業のうち、1つ目として、読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励、2つ目として、図書館報その他読書資料の発行及び頒布、3つ目として、資料の相互貸借の3つの事業が削除されています。また、連絡及び協力の項目から文庫が削除されています。明文化されなくなることで、これらの事業について、維持発展の保障がなされるのか、懸念が残ります。

少なくとも9つの事業として明文化することを求めますが、いずれにしても開館時間の拡大と引き換えに、公立図書館の役割が十分に果たせなくなる、またこれまで市の図書館が発展させてきた事業が縮小されるようなことになれば本末転倒です。

図書館職員には、さきに述べたような高い専門性や、経験の蓄積を重ねていくことが求められますが、契約期間に定めのある指定管理者が担うのは困難だと考えます。

また、図書館には無料の原則があることから、利益を生むためには、労働者の人件費を削らざるを得ない制度上の制約があるため、図書館職員の非正規化、低処遇が進む懸念があります。不安定かつ処遇の低い労働条件の下で、公立図書館が持つ重要な役割を果たすことは一層困難であり、公立図書館がその役割を果たすためには、市の直営で運営することが必要であると考えます。

国においても、公立図書館への指定管理者制度導入に対しては否定的な見解が度々示されており、指定管理者制度を1度は導入したものの、直営に戻した自治体が複数あることから、公立図書館の運営は、市が直接責任を持って行うべきだと考えます。

加えて、利用者アンケートやパブリックコメントでも、指定管理者制度導入に対する多くの懸念、反対意見が見られ、市が市民と十分な議論を尽くし、市民の納得が得られたとは言いがたい状況です。市に対し、直営を維持しながら、市民サービスの拡充を行うための最大限の努力を行うことを強く求めます。

次に、第12号議案について申し上げます。

開始から20年がたった介護保険制度ですが、国による社会保障費の削減により、保険料負担は重くなったのにもかかわらず、いざ介護が必要になったときには、十分なサービスが受けられないという制度上の矛盾は一層拡大しています。介護職員の処遇改善が進まないため、介護施設の人材不足も深刻です。

家族の介護負担を軽減し、介護の社会化を実現する。本来あるべき介護保険制度実現のためには、国による十分な公費の投入が必要であり、国の責任が厳しく問われています。

同時に東大和市にも、市民の命と暮らしを守るため、最大限の努力をすることが求められています。

東大和市における第8期介護保険事業計画では、第7期に続いて値上げが示されました。第5期、第6期及び第7期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用について、計画見込額に対する決算額は、

いずれも大きく下回っており、党市議団はこれまでも計画見込額が過大に見積もられていることを指摘するとともに、過大な見込額を根拠とする値上げに反対をしてきました。

今年度だけを見ても、4月から12月までの実績値からいって、当初予算額の75億8,131万円に達するとは考えられず、10億円以上の剰余金が出ることはほぼ確実だと考えます。来年度の基金取崩し額を約3,000万円増額すれば、値上げを中止することが可能です。

コロナ危機が市民の暮らしに甚大な影響を与え、今なお見通しが立たない中、他の自治体では第8期の保険料を値下げする、据え置くなどの動きも広がっています。

市には、市民の命と健康、そして暮らしを守り抜く責務があることから、あらゆる手段を尽くして値上げを中止し、引下げこそ行うことを強く求めます。

最後に、第16号議案について申し上げます。

国や市も認めるとおり、国民健康保険税はもともとサラリーマンなどが加入する他の医療保険制度と比べても極めて高額であり、加入者の8割近くを占める所得の低い方々に重い負担が強いられてきました。所得の最も低い人たちが、最も高い保険税を負わされる。この社会的な不公正を正すことこそが、政治の役割であると考えますが、国は国保制度に対する国庫補助を減らし続け、現在においても十分な財政責任を果たしていません。それどころか、高過ぎる国保税負担を軽減するために、自治体が行ってきた一般会計からの繰入れを赤字と位置づけ解消を迫っています。東大和市も、国が求める赤字繰入れ解消を6年間で行う計画を進め、加入者に毎年の値上げを行っています。

本来、市民の命と健康を最優先にするべき市が、国に追随し、この社会的な不公正をさらに拡大していることは大変重大であり、党市議団は国民健康保険税の値上げには、一貫して反対をしてきました。

もともと高額だった国保税が毎年値上げされていることにより、当市でも既に何年も前から、高過ぎる国保税が払い切れない、通院を抑制せざるを得ないなど、医療を受ける権利を侵害される実例が後を絶ちません。さらに、現下のコロナ危機の下で、特に深刻な影響を受けているのが、自営業者やフリーランス、コロナ不況で真っ先に首を切られた非正規雇用者など、国保加入者の方々です。

2度目の緊急事態宣言がさらに延長され、ますます暮らしが厳しくなることが予測される中、市には国に対して抜本的な財政責任を果たさせるとともに、市民の命と健康、暮らしを守り抜くためのあらゆる手段を講じる責任があると考えます。

近隣他市を見ても、東大和市を除く多くの自治体で、来年度の値上げが見送られています。国が求める一般会計からの赤字繰入れ解消の計画を先延ばしにしても、市民の命と健康、そして暮らしを守る重要な決断だと考えます。

現下のコロナ危機は、6年連続値上げの計画を策定した当時には想定していなかった事態であり、想定外の深刻な状況下にある今、市民の命と健康、暮らしを守り抜くという自治体の基本的役割を果たすため、少なくとも来年度の値上げについては中止し、引下げをすることを強く求め、反対討論いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時 2分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。私は公明党を代表し、第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に賛成、第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例に賛成、第16号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論を行います。

初めに、第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例についてであります。

図書館条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、地区図書館の指定管理者導入に係る一部改正と受け止めています。

図書館法では、図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されています。公立図書館においては、この目的に基づき、住民に対して各種サービスを提供しています。

東大和市では、現在直営で運営をしていますが、以前より多くの市民から、サービス拡充の一環として要望が寄せられていた開館日及び開館時間の拡充について検討を重ねた結果、直営では困難であるとの結論に至りました。

そこで、そのサービス拡充を柱として、今回、地区館への指定管理者制度導入へ向けた条例の一部改正案が示されました。

指定管理者制度を導入することにより、開館日、開館時間の拡充にとどまらず、民間事業者のノウハウの活用をすることで、多角的で新たなサービスが提供されるとともに、その質の向上も期待されるところで。

例えば、昨年5月に刊行されたある研究論文では、公立図書館における指定管理者制度の導入について、包括的なデータを用いた分析を行い、導入館と非導入館におけるサービスの比較がなされております。

その論文によりますと、図書館における蔵書構築の在り方として、指定館は、直営館よりも、教養、実用、専門的な主題の図書を多く所蔵し、直営館は、指定館よりも、小説・物語やエッセイなど、いわゆる軽めの読み物を多く所蔵しているようです。

また、指定館は、直営館よりも、辞典、事典（ことてん）、図鑑の所蔵率が高く、分野と内容でも、経済、財政、統計の所蔵率が高いことが判明しました。

指定館が、直営館よりも、レファレンスブックを所蔵しやすいことが明かされています。

また、レファレンスサービスに関しては、求める情報を利用者自身が調べるようにする教育、またその環境を提供することに積極的である傾向が示されています。

加えて、年間開館日数及び祝日開館については、指定館のほうが直営館よりも有意に多くなっていることも示されています。

また、平成26年第1回定例会において報告された厚生文教委員会の所管事務調査報告では、図書館の運営に関して、事業運営に指定管理者制度を用いた自治体図書館3施設を視察し、好意的な評価をしています。

また、目指すべき方向性として、当市の図書館の施設の老朽化やサービスの現状を見据えつつ、幅広く市民ニーズ調査を行い、課題として挙げられたハード面、ソフト面の改善については、現在のような直営でも対応できることもあり、改善できない場合は、指定管理者制度を導入した場合と、比較検討を行う必要があるとされています。

今回の指定管理者制度の導入は、おおむねこの報告書に沿ったものであると評価をいたします。

以上の点から、東大和市の図書館事業の運営において、これまで以上に市民サービスの向上が期待できることから、第10号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に賛成するものです。

次に、第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険制度において最重要の課題は、何よりも被保険者が必要とする介護サービスを適切かつ効果的に実施することであり、そのためには法律に定められた公費負担とともに、被保険者の適正な保険料負担による安定的な保険制度の運用が求められます。

今回の改定では、介護給付費等準備基金7億円を取り崩し、第1号被保険者の保険料が大幅に軽減されるとともに、市民税非課税世帯である低所得者には、令和2年度同様、公費投入により負担軽減が図られ、第1段階と第2段階の保険料負担はそのまま据置きとなるなど、低所得者に配慮したものとなっています。

また、第8期の計画の中では、公明党が求めてきた高齢者ほっと支援センターの増設が計画され、新たに1施設を整備しての4施設体制となり、介護保険制度を利用する市民の利便性が大きく向上されることとなります。

介護保険料の段階設定においては、市独自の施策として、負担割合を1段階設け、14段階に設定し、年収1,500万円以上の高額所得者に保険料負担を求めることによって、約567万円の効果が見込まれます。

保険料設定において、これらの配慮を行った結果、介護保険料基準額は、第7期と比較して100円増の5,300円に設定され、多摩地区の中でも、最も保険料負担が軽い水準になる見込みとのことであります。

以上の点から、第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例に賛成するものです。

次に、第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険改正については、これまでも本会議、厚生文教委員会においても、質疑、討論がなされてきました。

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な施策であり、本市においても、恒常的な安定的な運営が求められております。

一方で、国保制度の構造的な課題として、加入者の所得水準や年齢構成から、社会保険制度と比較して、医療にかかる保険給付費が高く、保険税負担が重くなっております。

そのような構造的な課題を解消するために、国においては平成30年度から国保制度の広域化が進められ、国庫負担の増額を図りつつ、地域間の保険税負担の偏在を解消し、市町村における医療費抑制の成果や実績が、保険税負担の軽減につながるよう制度改正が図られております。

国保制度の広域化によって、全国全ての自治体において赤字繰入れの解消が求められている中で、本市として、激変緩和措置のための特例基金が、令和5年度としていることから、平成30年度から6年間の間に赤字繰入れの解消を図らなければ、国保加入者のみならず、市民全体の負担増加につながる懸念が懸念されます。

本市においては、この5年間で毎年6.25%の改定が必要とされてきましたが、1億3,000万円の基金を活用するなど、担当部署の御努力により、改定率を抑え、令和3年度には5.18%と、令和2年度の5.45%からさらに引き下げることとなっております。

また、低所得者の負担に配慮した中で、所得水準に応じて、均等割を7割、5割、2割軽減する制度が設けられており、さらに応能・応益割合を63.5%対36.5%と設定することで、低所得者の負担を軽減しております。

特に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯に対し、2,600万円の基金を活用し、市独自の保険税減免を多摩地区で唯一実施するなど、コロナ禍で収入の減少が見込まれる世帯には、最大限の配慮がされております。

また、子ども公明党の提案、要望を受けて、中長期的な保険給付費の抑制を図るべく、データヘルス計画を策定し、レセプトデータを活用した糖尿病等、重症化予防に加えて、フレイル対策通知事業、慢性閉塞性肺炎患啓発事業や、ジェネリック医薬品の普及、特定健診・特定保健指導の受診率・利用率の向上と健康保持増進施策の推進など、継続して行っており、この間、大きな成果を上げております。

特にジェネリック医薬品の促進については、使用促進を積極的に進めた結果、令和2年3月における使用割合が、東京都の市及び区の中で東大和市が1位になるなど、医療費の適正化が図られ、これらの取組は結果として、被保険者の保険税負担軽減にもつながっていくものであります。

このような保健事業の取組によって、医療費の適正化を図り、残り3年間の中では、確実に保険税負担の抑制が図られるよう、より一層の取組を求めます。

少子高齢化と本格的な人口減少社会に突入した中で、将来を見据え、持続可能な行財政運営を進めていく上では、国が求める国保財政の安定化、赤字繰入れ解消は避けて通ることはできません。

市においては、どこまでも市民生活の実情に極めてきめ細かく配慮しながら、国保財政の安定化と保険税負担軽減を図るため、被保険者の皆様に対して、国保財政の現状と課題について丁寧な説明を行い、常日頃から健康を保持し、適切に医療を受診することが、結果として保険税の抑制につながるような仕組みについても、広く理解が得られていくよう、責任を持って説明責任を果たしていただくことを重ねて要望いたします。

以上、3議案に対する公明党を代表しての賛成討論といたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、森田博之です。第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、会派、自由民主党を代表して、賛成の立場から討論させていただきます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による加入者の所得の減少により、保険税収の減少が見込まれ、それに対応するための対策が必要となります。

東大和市は、この減収分の対応策として、平成31年度末までに積み立てられた国民健康保険事業運営基金のそのほとんどを取り崩し、そのうち約1億3,000万円を保険税収減の補填に活用、令和3年度の1人当たりの保険税改定率増を抑制しています。

また、同じく基金の取崩しにより、約2,600万円の活用で、他市にはない独自の減免策も行います。いずれも評価いたします。

さらに、糖尿病等の重症化予防への取組、後発医薬品の使用促進に関する取組、収納率向上に関する取組、赤字補填繰入れの解消等、積極的に取り組んでいることで、交付金の算出における大事な仕組みである保険者努力支援制度の活用においては、令和3年度の指標で、東京都多摩26市中、1位、東京都内においても2位と東大和市の努力を高く評価いたします。

あわせて、東大和市国民健康保険運営協議会の答申においても、以上のような取組は、市が最大限の努力を払っているものと評価されています。

一方、同じく運営協議会の中で、コロナ禍の状況というのは、国民健康保険だけでなく、全ての公的医療保険においても同様であり、現状においても国民健康保険加入者以外の方の市税が投入されていることについて、国民健康保険だけ特別に赤字補填繰入れを続けることはいかかなものかという声もいただいております。

国民健康保険加入者の保険税負担に配慮しながらも、財政の健全化は進めるべきと考えます。

最終的には、国が責任を持って運営する地域保険としての一元化が必要と考えます。真の国民皆保険制度に基づく医療保険制度を維持していくためには、国が責任を持って財源を確保し、国民が安心して医療を受けられる保険制度の運営主体となる必要があります。市長会等を通じて、国民健康保険に関する要望を、引き続き重ねていくことを強く要望させていただきます。

東大和市は、今年度、コロナ禍の中、健幸都市宣言を行いました。2040年までに、健康寿命を3年間延伸し、男性86.24歳、女性89.41歳と多摩26市で健康寿命1位を目指しています。健幸都市の実現に向けた取組を着実にやっていくことでも、国民健康保険の財政健全化も進んでいくものと考えます。

国民健康保険の究極の目的は、福祉の向上であります。より一層の取組を求め、賛成の討論とさせていただきます。

[11番 森田博之君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、第10号議案 東大和市長立図書館条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場で討論を行います。

本条例は、市内図書館の地区館において、民間への委託を可能とするものです。

民間への委託は、それ自体、否定するものではありませんし、この事業を適切に運営、また、より一層サービスの向上が図られるのであれば反対するものではありません。

ただし、単に市の業務の効率化、財政的な合理性のみをもって外部に委託することは厳に避けるべきであります。そのため、この条例が可決し、仮に民間への委託が決まった場合であっても、その運営が真に住民へのサービスの向上になっているかどうかをしっかりと監督し指導することは、市民に対する義務でもあります。

したがって、本条例に基づき契約をする際は、その点をしっかりと認識し、契約を進めていただきたいということを要望し、賛成の討論とさせていただきます。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第10号議案 東大和市長立図書館条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中間建二君) 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長(中間建二君) 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第12号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第16号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 第24号議案 市道路線の変更について

日程第9 観光行政に関することについて

○議長（中間建二君） 日程第8 第24号議案 市道路線の変更について、日程第9 観光行政に関することについて、以上、議案1件を議題に供し、所管事務調査1件については報告を行います。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長、床鍋義博議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） ただいま議題に供されました第24号議案 市道路線の変更について、建設環境委員会の審査経過と結果及び所管事務調査の報告をいたします。

第24号議案 市道路線の変更について。

この審査は、令和3年3月8日に本委員会を開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

第24号議案 市道路線の変更についてを議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論なく採決を行いました。

採決の結果、第24号議案 市道路線の変更について、原案どおり可決と決しました。

次に、所管事務調査の報告を行います。

東大和市議会建設環境委員会では、令和元年7月30日の委員会において、所管事務調査として「観光行政に関することについて」を決定いたしました。当市は、多摩湖をはじめ、その周辺には豊かな自然が広がっていて、委員会として調査・研究を進め、観光行政に資するため、令和3年第1回定例会に当たり、建設環境委員会として調査を行い、報告いたします。

まず担当部課の説明として、「観光推進事業の背景」、うまかんべえ～祭をはじめとする「観光事業（イベント）の効果」、狭山丘陵観光連携事業については、狭山丘陵を魅力ある環境にしていきたいという共通の思いから、東大和市、武蔵村山市、東村山市の3市と都立公園の指定管理事業者の3自治体1事業者が、平成29年度に狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会を設立し、東京都市長会の年間500万円の助成金を活用しながら、3か年計画で連携事業を開始し、平成30年度に瑞穂町、入間市、所沢市が、平成31年度には県立公園の指定管

理2事業者が参画し、広域化した9団体で連携体制を確立しました。

1年目は基礎調査を実施し、2年目は基礎調査の結果を踏まえた狭山丘陵観光連携プランを策定いたしました。3年目は、狭山丘陵観光連携プランに基づいた記念イベント、SAYAMA HILLS RIDEの開催、ロゴマークの開発、ガイドマップ及びPR動画を作成して、狭山丘陵の魅力を情報発信し、観光客誘客促進を図ったものであります。

各委員の質疑、意見については報告書を御参照ください。

次に、平成元年度における行政視察について申し上げます。

視察先につきましては、香川県高松市において、瀬戸内国際芸術祭「ゼロから事業を起こし、成功に至るまでの経緯について」。

兵庫県姫路市「コミュニティサイクルの活用について」。

静岡県浜松市「観光による地域経済の活性化（DMOの形成など）について」です。

また、近隣市への視察として、狭山丘陵観光連携事業における現地視察を行いました。

武蔵村山市の里山民家、瑞穂町の六道山公園展望塔、埼玉県入間市のさいたま緑の森博物館へ、視察を行いました。

各委員の質疑、意見等については報告書を御参照ください。

令和2年度にも行政視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、やむなく中止をせざるを得ない状況でありました。しかし、その代わり近隣市への視察を行ったことで、改めて多摩湖を含む狭山丘陵の可能性を感じることができました。

これまで観光事業と言えば、外国からのお客様をどれだけ呼べるのかというインバウンドの効果を高めることが当然と思われておりました。しかし、今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、むしろ近場の良さが再発見できることで、本市が関わる狭山丘陵を中心とした自然観光の可能性が開けてきたと思われまます。都心から1時間以内で自然を感じることができ、多摩湖周辺を歩いて散策したり、自転車で巡ったりすることのできる環境は、観光だけではなく、ワーケーションにも最適な立地となることを発見することができました。

今回、東大和市建設環境委員会では、「観光行政に関することについて」を所管事務調査とし、担当部課の説明や行政視察等を通し、各委員において活発な議論を行いました。

今回の調査により、観光行政についての論点がある程度明確になったと認識しております。

今回の調査が、今後の当市の施策形成の一助となることを祈念して、東大和市建設環境委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 床鍋義博君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第24号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算

日程第11 第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第12 第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第13 第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第14 第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算

○議長（中間建二君） 日程第10 第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算から、日程第15 第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算まで、以上、議案6件を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、予算特別委員会委員長、床鍋義博議員の報告を求めます。

〔予算特別委員会委員長 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3月9日及び10日の2日間にわたり付託されました第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算及び第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から、第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの4特別会計予算、並びに第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算について審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

なお、一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算、並びに介護保険事業特別会計予算の審査のそれぞれにおいて、予算の組替え動議が提出され、いずれも賛成少数で否決されたことを申し添えます。

以上で、予算特別委員会の審査経過を終了させていただきます。議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

〔予算特別委員会委員長 床鍋義博君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

○6番(尾崎利一君) 日本共産党を代表し、令和3年度一般会計予算、国保、介護、後期高齢の各特別会計予算、下水道事業会計予算に反対の討論を行います。

コロナ危機下で、命と健康の危機が市民を脅かしています。格差が拡大し、貧困が広がっています。国内のビリオネアと呼ばれる超富裕層が、1年間で資産額を12.2兆円から24.4兆円へ倍増させる一方で、市民の収入が大きく減少したことは市も認めているところですし、実際に市民の所得の状況や、コロナ特例減免、徴収猶予など、市から頂いた資料でも明らかです。

自立相談支援事業の新規相談件数は、前年比2.5倍を優に上回る勢いです。国などの支援が次々と打ち切られる中で、暮らしの困難は、これから一層厳しくなっていくとされています。

新型コロナウイルス感染拡大という大きな災害に際して、東大和市もPCRセンター設置や、新生児臨時特別給付金、中小事業者や介護施設、障害者施設への支援など、市独自に様々な対策を打つとともに、国の臨時特別給付金をはじめとした様々な事業を担ってきました。市職員の皆様の献身的な御努力に感謝申し上げます。

他方、来年度予算編成の動向を見ると、市政の在り方の根本的な転換が求められていることを指摘せざるを得ません。

第1に、国や東京都の予算が極めて不十分なこともあって、新型コロナウイルス感染拡大から、命と健康、暮らしを守るという予算が極めて不十分なことです。

先ほど、今年度、市が様々な施策を講じたことを評価しましたが、国と都のコロナ交付金を充当した事業の一覧を見る限り、16億3,000万円を超える事業費のうち、15億6,000万円近くが国と東京都の財源で、市の支出は7,350万円ほどです。さらに、2億6,000万円以上の国の交付金が歳入に未計上で、今後計上されることを考えると、市の施策のほとんどは、国と東京都の交付金などの財源の範囲内で行われています。

先ほど述べたとおり、コロナ危機下、命と健康は依然として不安にさらされています。暮らしについては、これから一層の困難が予測されます。命と暮らしを守るために、来年度については、積み上げてきた市の貯金を吐き出して、有効に活用する予算編成に踏み出すべきです。

日本共産党は、総額13億6,320万1,000円の予算組替え動議を提出し、1つ、住民税非課税世帯、約2万5,000人に3万円を給付する。2つ、大学生、短大生、専門学校生等、約2,300人に5万円の一時奨学金を給付する。3つ、令和2年度に対象外だった保育士約1,000人に慰労金5万円を支給する。4つ、中小企業者等応援助成金の対象を拡大して再支給する。5つ、国民健康保険税の値上げを中止し、1人、年1万円引き下げる。6つ、介護保険料値上げを中止する。7つ、家庭ごみ有料袋を2割値下げする。8つ、小中学生の医療費助成を高校卒業時年齢、18歳まで拡大する。9つ、ちょこバスの運賃を100円に戻した上で、シルバーパスで無料乗車できるようにする。10、幼保無償化に伴う副食費の徴収をやめることを求めました。

現市長の下で、市の貯金、積立基金は20億円から、特別会計まで含めると69億円まで積み上がりました。不測の事態に対応するために必要な基金残高は、当市の場合16億5,000万円程度です。

また、市が目標額を決めて積み立てている基金は2つだけですが、13億円余りを取り崩した後でもなお、その目標の合計額32億5,000万円を上回る一般会計の年度末残高が見込めます。

令和3年度については、市の貯金を取り崩してでも、コロナ危機という大きな災害から市民の命と暮らしを守るために全力を尽くすべきです。

第2に、コロナ危機下で、市民の暮らしの困難よりも、市財政の困難が強調され、対処方針として、行政改

革に加えて、積立基金の確保が強調されました。市の貯金の一層のため込み路線が示されたことです。その結果、コロナ危機下で暮らしが大変になっているにもかかわらず、負担増路線とサービス切捨て路線が強化されています。

国民健康保険税の6年連続値上げ路線を平然と強行する予算となっています。コロナ危機を理由に、今年度値上げを予定していた立川市、武蔵村山市、小金井市、日野市、東久留米市など10市が値上げを中止し、今年度、値上げに踏み切るのは、26市中4市だけという状況です。実際、コロナ禍で格差と貧困は一層拡大しており、非正規雇用労働者など、低所得者の多い国民健康保険加入世帯は直撃を受けています。値上げではなく、引下げこそ求められています。

介護保険料も適正に給付を見積もれば、値上げしなくて済むことは明瞭なのに、値上げ実施の予算となりました。

また、令和3年度予算では、財政困難を理由に様々な事業の休・廃止が決定されました。その多くが、コロナ感染拡大の下で、もともと実施が危ぶまれる事業や、予算は組まれているものの決算額が年々小さくなっていたり、ゼロになっていたりというものです。

事業実績がどんどん小さくなっているわけですから、市財政に対する影響は極めて軽微なものです。ですから、そのまま事業として存続していても、どうということはないのだけれど、とにかく財政が大変なんだから、休止事業・廃止事業を挙げようということになると、そういうものが対象事業とされてしまい、今回、予算編成に当たって、休止、廃止と決定されてしまったわけです。こうした行革圧力が、市の本来の役割を大きく曲げてしまったと言わざるを得ません。

高齢者と障害者の家具転倒防止器具の取付け事業が廃止となっています。両事業を合わせて、今年度予算額で90万円弱、実績は29年以降、65万円、65万円、27万円というところです。事業費は小さくとも、家に来て取付けもしてくれるという事業は、高齢者のみ世帯、障害者のみ世帯などにとって大変必要なサービスではないでしょうか。ある程度の知識や熟練がないと、付けた金具が用をなさず外れてしまい、肝腎なときに命を守れないということは容易に想像がつくことです。

介護サービス利用者一部負担金の助成もやめてしまいます。生活保護基準の120%までの低所得の方について、保険料2分の1の独自減免があります。この方の介護サービス利用料を10%でなく、3%に軽減するための補助です。

所得の低い方で、保険料を払ったら、利用料まで払えないと言って我慢している方はたくさんいます。最近10年ほどの実績では、最高でも32万円程度で、31年度は1件7万円だった。今年度は、今のところゼロということです。

でも、コロナ危機下で暮らしが追い詰められている中、この制度は周知をして大いに利用を伸ばしてもらう必要があり、なくしてしまうなどもってのほかではないでしょうか。

白内障眼鏡等購入費の助成についても、実績ゼロが続いているとのこと。これもなくしてしまうということです。当市の助成制度は、身体的理由によって眼内レンズを入れられなかった方に対象を絞っていますが、眼内レンズを装着した後の補助眼鏡についても、助成している自治体が幾つもあります。実態に合わせて、使える制度にする改正や、拡充こそが求められているはずです。

男女共同参画事業の縮小が、どのようなメッセージを発出することになるのかなど、挙げれば切りがありません。持続可能な行財政運営の名の下に、暮らしが、市民サービスが犠牲にされる、このような予算に賛成す

るわけには断じていきません。

第3に、こうした負担増路線、市民サービス切捨て路線の理由として、市財政危機論がありました。

令和2年度も、コロナ対策でたくさんのお金が使われたことは事実ですが、国や都の財源で多くが賄われ、予算編成時には基金を10億円余り取り崩す予定でしたが、10号補正までで基金取崩し額は4億1,000万円にとどまり、他方で7億円の積立てを行っていますから、財政調整基金は3億円増えています。現状でも、これに市町村総合交付金3億5,000万円の増額決定と、コロナ交付金、第3次分2億6,000万円余りで、6億円が加わることは決まっています。さらに、決算時には不用額が積み上げられていくということになります。

令和3年度は、税収が減るから市財政が大変だ、だから貯金を増やさなくてはならないと言いますが、国は地方財政計画で、交付税交付団体については、税収減を見込んで交付税や臨時財政対策債などを増額し、一般財源は7.4%の増としました。

当市の財政についても、この点を指摘すると、一般財源は確保されている。ただ、その返済については、100%交付税措置されるものの、借金である臨時財政対策債が増えるので、その点が心配だという答弁です。

私は、東大和市の財政が裕福で安泰だと言うつもりは毛頭ありませんが、しかしコロナ危機で、市財政が窮地に陥っているかのように描き、負担増、サービス切捨ての理由にすべきではないということです。

ちなみに、市がコロナ危機下の財政危機の例として引き合いに出した2008年のリーマンショックですが、確かに市税収入は大幅に減収となりました。しかし、前年、参院選の自民党大敗によって、地方切捨て路線を転換せざるを得なくなり、以来、地方一般歳出、地方一般財源は増加を続け、東大和市の市財政も、実はリーマンショックの年を転換点に好転していることは明らかな事実です。自治体財政を論じる際に、国と自治体の政治の姿勢、方向性を抜きに論じることはできないということも、併せて指摘します。

第4に、予算編成を市民と議会の理解を得て進めていくという姿勢が、極めて不十分であることは指摘せざるを得ません。

上林議員が議長を通じて要求した行政改革推進本部の議事録で、市が予算編成に当たって、廃止・休止・縮小する事業について検討を進め、この検討結果が、編成された予算に結実していることが分かりました。ところが、この検討経過の資料はもちろん、検討結果の資料まで提供できないとされたことは重大です。

議会では、質疑に対して口頭で、休止または廃止された事業名だけが明らかにされました。行革推進本部で予算編成のために、重点的に検討されていた事項ですから、本来、市の側から議会に事前に資料を提供して審査を受けるべきものではありませんか。サービスの切捨てですから、喜ぶ市民はいません。それでも、市の側からきちんと明らかにして、市民と議会の意見を仰ぐという立場に立つよう求めます。

幾つかの施策について申し上げます。

日本共産党が提案してきた国・都・市有地の活用について、清水一丁目保育園の整備や、東京街道団地の運動公園等の整備、また特養ホーム整備については本格的な検討に入ることを評価します。

戦災建造物の保存を進め、公開日を週2回に増やすことを評価します。

図書館協議会の答申にすら反し、令和3年度に図書館の指定管理者制度導入を進めようとしていることに抗議し、断念するよう求めます。

予算審査を通じて、小・中学校統廃合より、少人数学級こそ推進するよう求めました。3つの小・中学校の廃止計画撤回を求めます。

就学援助の前倒し支給の一部障害となっている要綱を改正するよう求めます。

公民館や学校体育館・校庭、ゲートボール場などの有料化などは、延期でなく、中止するよう求めます。

国民健康保険特別会計については、既に述べました。コロナ減免を実施することは評価します。国も市も、国保加入者の所得は低いのに、負担が重いという不公正を認めています。保険税値上げは中止し、引下げに転じることは行政の責任です。ここでは、市からの繰入金を計画どおり削減したとしても、国保運営基金を取り崩すだけで値上げを中止できることを指摘し、それでもなおかつ値上げを強行する市政の在り方を厳しく糾弾します。

介護保険特別会計については、特養ホームの大量の待機者など、サービス提供の責任を果たさず、被保険者の負担をどんどん増やす国の責任は重大です。市がサービス提供量を適切に見込めば、保険料値上げをしなくて済むことは明かです。値上げの中止を求めます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけで医療保険を構成すれば、過大な負担を押しつけることになるのは明かです。保険料値上げと、窓口負担の引上げに反対し、制度廃止を求めます。

下水道事業会計予算について、令和3年度に使用料値上げを検討するとしています。これ以上の値上げに反対します。

以上です。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一です。私は公明党を代表して、令和3年度東大和市一般会計予算並びに国民健康保険事業特別会計予算から、後期高齢者医療特別会計予算までの4特別会計予算及び下水道事業会計予算に賛成の立場で討論を行います。

昨日の11日で、東日本を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から10年が経過いたしました。震災に関連してお亡くなりになられた皆様に、衷心より哀悼の意を表しますとともに、長い避難生活を余儀なく強いられておられる皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

歳月を経るに従って人々の関心が薄れ、さらにコロナ禍により、被災地を訪れる人が激減しています。自然災害が激甚化、頻発化する中、3・11の教訓を防災、減災に生かしていかなければなりません。

私たち公明党議員は、被災地を忘れることなく励ましを送り続けたい、励ましで人は立ち上がり、立ち上がった人が他の人を励ましていく、励ましの連鎖が、冬は必ず春となる力となります。3・11を風化させることがないように、全力でエールを送り続けます。

さて、新型コロナウイルス感染症の収束が、いまだ見通すことのできない状況であり、我々の行動も制限せざるを得ない状況が続いています。その中でも、あらゆる手段を使い、新しい生活様式・日常の定着を実践しながら、日々、多くの皆様とつながり、御心配事や御意見、御要望を頂き、それらの声を、毎定例会ごとの一般質問や、予算編成時における予算要望書の提出を通して、市民生活における現場の声、生活者の声を1つでも多く市政に反映すべく、5人の議員が異体同心の団結で取り組ませていただいております。

令和3年度は、尾崎市長、3期目、折り返しのスタートとなります。未曾有の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、ワクチン接種の準備や実施、記録の管理や情報提供など、国や東京都からの情報が錯綜し、日々御苦労なさっていると思いますが、希望される市民の皆様が、安全に安心して接種を行えることができるよう、迅速な情報提供と万全な体制の構築をよろしく願いいたします。

まず、新年度の予算編成方針では、私ども市議会公明党として、取組を求めてまいりました新型コロナウイルス感染症への対応、事務の見直しや効率化、市内のICT化などを推進するとともに、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策を最も重要な施策として、位置づけていることを高く評価いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染対策につきましては、先ほども述べましたが、東大和市医師会とのさらなる連携・協力を図り、PCRセンターの運営やワクチン接種の事業に対して、全庁を挙げて取り組まれていることを評価いたします。

また、コロナ禍での生活困窮者への支援については、住居確保給付金をはじめ、様々に御対応いただき、感謝申し上げます。

今後も引き続き、市民の生活を支えるために、くらし・しごと応援センター そえるによる、相談等の実施により、関係機関と連携しながら生活困窮者の自立等の促進をお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援施策の充実につきましては、市内で初めて学校内学童保育所が、第三小学校に設置されることを評価いたします。児童が学校内で安全・安心な放課後等を過ごすことができ、放課後子ども教室との連携や、一体的な運用が可能となり、多様な体験・活動や、世代間交流の充実などを期待いたします。

また、学童保育の民間委託も2年目を迎えますが、夏休み等の長期休業中にはお弁当の手配が実施されるなど、新たな独自事業が行われています。さらに、独自性を生かした創意工夫による学童保育サービスを期待いたします。

次に、教育施策の充実につきましては、市長の英断により、他自治体に先んじてGIGAスクール構想に踏み切ったことを高く評価いたします。令和3年4月から1人に1台の端末が配備され、高速大容量のネットワーク環境の整備が進められます。デジタル資料を活用した分かりやすい授業の構築や、インターネットによる調べる学習等、授業の幅が広がり、児童・生徒の学習意欲が高まることを期待いたします。

また、ICT指導員が週1回は各学校で授業や教員への支援を行うことにより、ICTを活用した事業の充実や、教員のICT活用スキルの向上等が図れることを期待いたします。

また、公明党として強く訴えてまいりました通学路等への防犯カメラが、新たに20台設置されることを高く評価いたします。児童・生徒、また市民の安全・安心のためにも、必要な箇所には1台でも多く設置ができますことを要望いたします。

次に、健康・福祉施策の充実につきましては、不妊検査及び特定不妊治療を受ける方に対して、東京都が実施している助成制度に上乗せする制度として、治療費等の一部を助成していることを評価いたします。現在、公明党が国に求めてきた保険適用の検討が進んでおりますので、困っている市民が安心して受診できるよう、周知や情報提供をお願いいたします。

また、前年度に引き続き、認知症対策として、認知症検診を実施して、認知症としての正しい知識の普及啓発と、認知症高齢者の早期発見、早期対応を目的として、75歳の市民を対象として行うことを評価いたします。認知症になっても、住み続けられる社会の構築に向けた仕組みづくりを期待いたします。

続いて、一般会計の歳入について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、経済活動に大きな影響が出て、国や都からの交付金等も含めて、歳入の確保には、例年以上に努力と工夫を重ねる必要があると推察いたします。令和3年度の堅実な行財政運営を進めるべく、あらゆる機会を捉えて、歳入の確保に努めていかれることを望みます。

また、一方、市民においては、コロナ禍の影響で生活が苦しく、市税をはじめ国保や介護保険等の納税に困難が生じているとお話も会派には届いております。これまで以上に市民に寄り添い、納税者の生活の苦境を十分に考慮し、窓口業務や納税相談においては、より一層丁寧な対応をしていただくことを強く望みます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、電算管理費において、テレワーク及びWEB会議等の実施に係る経費が計上されました。職員にテレワーク用端末を貸与し、緊急時等に在宅勤務を実施することができる体制の整備を行い、会議資料についてのペーパーレス化を図るとのことで、新しい生活様式・日常の定着に向けた庁内のデジタル化に期待しております。また、識者からアドバイスを頂きながら、情報化推進計画を策定してデジタル化を進めておられ、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に取り組まれております。その効果に大きく期待いたします。

また、企画業務費では、ふるさと納税ポータルサイトを利用し、市外の寄附者に返礼品を贈呈するなど、ふるさと納税制度を活用されています。新規の返礼品に関してのお考えもあるようですが、東大和市ならではの返礼品の採用を期待いたします。

防犯対策事業費においては、青パトにドライブレコーダーを搭載してのパトロール強化に加え、公明党として、重ねて要望してきた結果、庁用車17台にドライブレコーダーが搭載されました。動く防犯カメラとして有効です。少しずつ増やしていただいておりますが、ドライバーを守る観点からも必要なものでありますので、1台でも多くの車両に搭載されることを期待いたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業費においては、大会の感動や記憶を共有するため、聖火リレーが実施されるとともに、記念の銘板が設置されます。新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、大会が開催された記録を後世に引き継ぐため、万全の体制でよろしく願いいたします。

次に、民生費であります。子ども・子育てに関する共通の理念、指針としての「東大和市子どもと大人のやくそく」——子ども・子育て憲章について周知啓発が図られます。誰もが安心して子育てができるまちを目指すためにも、会派で求めてまいりました子供たちを取り巻くいじめや虐待防止の内容を含めた、子育て条例の制定へのお取組をお願いいたします。

待機児童対策につきましては、（仮称）東大和市清水一丁目保育園や南街地域における施設整備によって、受入定員の拡大が図られます。それに併せて、保育士等の人材確保も重要になります。引き続き、安定的な保育サービスを提供できる環境の整備を期待いたします。加えて、休日保育、病児・病後児保育、家庭的保育事業など、多岐にわたる事業の充実もお願いいたします。

また、子育て支援においては、新たに施設型ショートステイ事業が実施されることにより、保護者が病気や出産等で一時的に児童の養育が困難となった家庭の支援をしていただけることは、日本一子育てしやすいまちの実現に向けて大いに期待いたします。

高齢者及び障害のある在宅要介護者の施設へ、受入整備体制に係る経費が新たに計上されています。家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、要介護者を施設で受け入れていただきますが、細心の注意を図

りながら、万全の体制でよろしくお願ひいたします。

次に、衛生費についてであります。令和2年度での各種がん検診は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診率が低下していましたが、日本人の2人に1人はがんに罹患する時代です。令和3年度は、受診率の向上に関して、様々整備をされているとのことですが、ワクチン接種と併せて市民の命と健康を守るための準備をお願ひいたします。

また、保健事業費では、東京大学未来ビジョン研究センターとの協定に基づき、健幸都市の実現に向けて、産官学民の連携により、「快腸プロジェクト」が令和3年度も引き続き実施されます。市民の健康に資する取組として期待いたします。

ごみ減量推進事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響でステイホームが定着していることにより、ごみの排出量が増えています。民間事業者との協働事業を実施するなど、資源循環型社会に向けた取組を進めていただいていることは評価いたしますが、一方で、市民へのサービス向上のためにも、指定収集袋の無料配布や、高齢者へのごみ出し援助、戸別収集の拡大や、戸別収集の恩恵がない集合住宅の収集など、市民負担の軽減及び市民サービスの向上をさらに進めていただくことを要望いたします。

次に、農林業費についてであります。農業振興対策のための都市農業活性化事業補助金が大幅に増額され、市内で2人の認定農業者における新たな事業拡大の取組が支援されます。都市農業の重要性が再認識される中、東大和市の農業を元気にする力強い支援を継続されることを望みます。併せて、東大和ブランドの農作物の開発を、関係者各位とともに進めていかれるよう希望いたします。

次に、商工費についてであります。令和3年度も引き続き創業支援を各支援機関と連携しながら、進めていかれることを予算特別委員会の質疑で確認をいたしました。困難の多い時代ですが、新しい事業が新しいまちの活気を生むことを期待しています。

また、観光推進事業においては、引き続き市の魅力を内外に広く、大きくアピールできるよう、強力な情報発信をお願ひいたします。

また、コロナ禍に対応した事業者支援・消費者支援の機会を逃さずに行えるよう、常に念頭に置いていただきながら、令和3年度の諸事業を進めていかれることを強く望みます。

次に、土木費についてであります。市内の雨水対策が令和3年度も着実に進むことを、委員会の審議で確認をいたしました。東京都と立川市、武蔵村山市と連携した雨水幹線の整備も含め、まちと暮らしを守る水害対策の強化をお願ひいたします。

公園の長寿化計画の下、市内公園の遊具の更新等が今年度も進みます。日本一子育てしやすいまちには、楽しく憩える公園の存在は欠かせません。既存の公園の長寿化はもとより、市内外の全世代が集える特色ある公園づくりを、さらに推し進めていただくことを期待いたします。また、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して遊べるインクルーシブ公園の設置を進めるべきと強く望みます。東京都の補助金を活用しながら、その実現に向けて、令和3年度は前向きな検討を進めていかれるようお願いいたします。

空家対策やマンション対策など、住環境の質の向上を図る事業が令和3年度も引き続き行われます。空家及び空き店舗対策につきましては、会派として様々な提案を行ってまいりました。市の活性化につながる計画策定を強く求めます。

次に、消防費についてであります。消防団活動の充実を図るため、令和2年度に続き消防ポンプ自動車を更新されます。また、IP無線機の運用が開始されることにより、災害発生時に市と消防団との相互の情報伝

達を期待いたします。一方、コロナ禍のため、防災訓練ができていない状況にあります。Z o o mによる防災訓練など、新たな取組を期待いたします。

次に、教育費についてであります。令和3年度も引き続き、児童・生徒の学力向上に資する各種事業に予算を計上されています。中学3年生を対象として、学習塾の協力を得て進める学習支援事業や、各小・中学校におけるティームティーチャーや学習支援員等の配置で、東大和市の子供たちの学力向上がさらに進展していくことを大いに期待いたします。

図書館事業においては、学習漫画の蔵書やマルチメディアデジターの活用など、多角的に事業運営されることを、予算委員会で御答弁いただきました。引き続き、第二次子ども読書活動推進計画に基づき、子供たちの読書活動支援を強力に推し進めていただくことをお願いいたします。また、未読率の改善へ向けた児童・生徒の読書への関心を高める情報発信も、よろしくをお願いいたします。

給食配膳室冷暖房機購入について、子供たちの健やかな育ちに重要な給食業務において、配膳室の環境を改善し、より安全を図っていくことを令和3年度も推し進めることを評価いたします。

また、本年夏には、当市の平和のシンボルである旧日立航空機株式会社変電所の補修工事を終え、平和の祭典であるオリンピック・パラリンピックイベントの関連事業も実施されるとともに、一般公開にもさらに力を入れて取り組まれることは、大いに評価するものであります。これからも東大和市から、日本中、世界中に平和の尊さを発信し行く、平和事業の充実により一層力を入れて取り組まれることを期待いたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計においては、一般会計から赤字補填の繰入金、激変緩和措置のために、国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することとして、医療費の適正化等、様々な取組が国や東京都から評価され、交付金の増額が図られています。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、増額された交付金や、国民健康保険事業運営基金を積極的に活用するなどの対策を講じて、保険税負担の抑制に努力されていることを評価いたします。引き続き糖尿病等重症化予防事業等、レセプトデータを活用した保健事業の取組による医療費の適正化へのお取組を、よろしくをお願いいたします。

次に、介護保険事業特別会計についてであります。東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の初年度となります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためにも、フレイル予防の充実した取組を期待いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る経費が計上されました。医療専門職が中心となって、医療、介護等のデータに基づく、高齢者への個別的な支援や、東大和元気ゆうゆう体操など、通いの場における高齢者の健康状態の把握によって、フレイル状態になりやすい高齢者の疾病予防や、生活機能の維持等が図られることから、健康寿命の延伸や医療費の適正化等の効果を期待いたします。

以上、2日間の予算特別委員会での審議を踏まえ、述べさせていただきました。

市長施政方針には、「令和3年度は4つの重要施策を中心に、「第四次基本計画」に基づく施策を推進してまいります。最も優先すべき施策は、市民の皆様の生命と健康を守るための新型コロナウイルス感染症の感染対策であります。1日も早く、感染症が収束し、安心して暮らせる日常が戻るよう、国や東京都と連携をして全力で取り組んでまいります。」との決意を述べられています。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう現在、多くの市民の皆様が社会生活に影響を受け、悩みを抱えています。そのような声なき声に耳を傾け、寄

り添い、誰も置き去りにしない覚悟で、市民の皆様の生命と生活を支えていただきたいと思います。

私ども公明党には、「大衆とともに」との永遠の立党の原点があります。公明党の目指す政治は、庶民の目線で、庶民の暮らしを守る政治とも言えます。市長同様に、私ども議員も、4年任期の折り返し地点に立っております。引き続き、市民の皆様の信頼と負託にお応えできるよう、公明党市議団5人が一致団結をして、国政・都政・市政とのネットワークをさらに生かしながら研さんと行動を重ね、市民生活を守り、市政発展のために尽力を尽くしてまいりたい決意を申し上げ、公明党を代表しての討論とさせていただきます。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。私は自由民主党を代表し、令和3年度東大和市一般会計予算並びに4特別会計、下水道事業会計予算に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

今回の令和3年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを中心とし、子ども・子育て施策の支援、教育施策の充実、健康・福祉施策の充実を優先施策として様々な予算が配分されました。その中では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費、テレワーク及びWEB会議等に係る経費、東大和市PCRセンターの運営に係る経費、子育てひろばの充実に係る経費、妊産婦の相談・支援に係る経費、GIGAスクール事業に係る経費、旧日立航空機株式会社変電所の公開に係る経費、生活困窮者の自立支援に係る経費、高齢者の保健事業と介護予防の一体事業に係る経費につきましては、新規項目と併せて自由民主党として高く評価をさせていただきます。

また、国民健康保険事業特別会計では、糖尿病等重症化予防や、ジェネリック医薬品差額通知などによる医療費の抑制、特定健診の受診率の向上を図ることで、長期的な保険給付費の抑制につながり、より一層の健康寿命延伸の取組が図られますよう、引き続き担当課を挙げての努力を期待させていただきたいと思っております。

そして新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環では、東大和市民皆様の生活においても多大なる影響が出ている中において、理事者及び職員の皆様におかれましては、時差出勤の実施、職員の出勤数の抑制に合わせて、外出等の自粛、会食の自粛や、不要不急の旅行を控えるなど、率先して警戒を緩めることなく、感染対策及び人流の抑制の徹底に取り組むなどの取組に関しても、日頃から地道な皆様の御努力に対し、心から敬意を表させていただきたいと思っております。

以上、令和3年度の予算に関しての自由民主党としての評価を述べさせていただきました。最後に、引き続きより一層、重点のお願いをして、以下、お伝えをさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策、感染症の影響から、特に女性の様々な方の生き方そのものに影響が出ています。単身女性、共働き女性、シングルマザーの女性等、女性の雇用そのものに大きな影響が出てしまっております。より一層の女性の方全般への集中的な支援、また非正規労働者の方、孤独、孤立をしまっている女性、その他の方への自殺予防対策も含めた形での支援が大変重要であると考えております。

また、コロナ禍での女性の出産・育児について、9割近い妊婦の方が、出産と子育て、自身の感染、パートナーや家族の感染、赤ちゃんへの影響について不安視する声が多くあります。両親学級等が中止になる機会も多く、出産や育児のイメージが湧きにくい、との声も多く聞かれており、産婦人科や助産師会等では、オンラインでの両親学級を実施するなどの対応も見られてきましたが、コロナ禍以前ではリアルに行われてきた結果、得られてきたような個々の妊婦さんの悩みの解消にはまだまだ十分対応ができておらず、ぜひ全ての東大和市に関わる妊婦さんが安心して出産・子育てに取り組めるように、病院だけでなく、東大和市としての積極的に

関わる協力体制が必要であると考えます。

あわせて、コロナ禍による外出自粛や休業が行われる中、生活不安やストレスから女性が被害者になる配偶者からの暴力（DV）の増加が大変深刻な状況が続いております。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても決して許されるものではありません。

東大和市におかれましては、配偶者からの暴力（DV）で不安に感じたら、1人で悩むことがないように、相談窓口があることの徹底した情報提供や、周りで被害に困っている方を見かけた場合などには、簡単に相談・支援につながる体制ができるよう、徹底した市民への情報提供と併せて、相談体制の拡充を、多くの女性を救ってあげる体制づくりをしてあげてほしいと思っております。

女性に寄り添い、必要な支援を切にお願いし、自由民主党としても全面的に協力することをお約束させていただきます。

感染症の危機管理は、収束時の出口戦略が大変難しく、政府でも現在、コロナ対策の中、変異株の早期発見と変異の動向を監視するシステムの拡大強化は、変異株感染拡大を契機とする第4波を未然に防ぐ上でも大変に重要であり、国の動向を注視しながらも、市民への正しい情報を迅速に伝えることを行っていたことで、今回のコロナウイルス関連情報で、歯科医院に通院することに対する感染に関する間違った情報から、患者さんの治療が遅れ、重症化してしまった例も大変多くありました。その際も、福祉部保健センターを中心に、歯科医院は衛生に関して最も安全な対策を常に行っていることを市民へ情報提供することにより、患者さんが戻ってきたことにつながり、市民の方が重症化になってしまうことを防ぐことにもつながりました。常に自治体は、市民へ安全・安心に関する正しい情報を迅速に市民に届けられるように、多くの情報収集と併せて取組を強く要望したいと思います。

できる限りの東大和市民の多くの声に耳を傾け、不安を取り除き、安全・安心な市民の生活を守り抜くこと、将来の不安の払拭に取り組み、持続可能な市政運営のため、さらなる危機管理に関する強い取組を求め、自由民主党としての令和3年度予算に対する賛成討論とさせていただきます。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔20番 大川 元君 登壇〕

○20番（大川 元君） 議席番号20番、大川 元です。やまとみどりを代表して、令和3年度東大和市一般会計並びに4特別会計予算及び下水道事業会計予算に、賛成する立場で討論を行います。

令和3年度予算審議において、市におきましては新型コロナウイルス感染症の影響による市税減収が見込まれる中で、社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策に加え、感染症対策の経費も必要となっておりますことから、財政運営につきましては引き続き厳しい状況になるとのことでした。

厳しい状況であっても、特に感染症対策は、市民の命に関わる問題ですので、市民の命を守るという強い気持ちを持って予算を執行していただきたいと思っております。

予算審議においては、先般、行われました予算特別委員会において、個別の質疑をさせていただきましたので、この場では特に取り上げませんが、2点お願いがございます。

このところ、市では市の業務の民間委託等が進んでおります。図書館運営の指定管理につきましては、メリットとデメリットの両方があり、その可否につきましては、個別、慎重に議論をすべきです。特に図書館の運営については、東大和市がこれまで育んできた文化があり、その文化を理解した運営が望まれると思っております。目先の経済的合理性だけで動いては、これまで年月をかけて育んできた先人の努力を損なってしまう可能

性があります。市民の意見が適切に反映される運営者を選定すべきです。

市が市民の生活を充実させていくという先に、かねてより市長が提言するシビックプライドにつながると考えます。

また、市内の消費喚起に大きな影響があったキャッシュレスポイント還元事業につきましては、市民から要望が大きな事業になりますので、継続を希望します。

市の予算執行、事業の実施の選択におかれましては、市民の生活に大きな影響を与えることを意識して執行してほしいと要望し、賛成の討論とさせていただきます。

〔20番 大川 元君 降壇〕

〔1番 二宮由子君 登壇〕

○1番（二宮由子君） 議席番号1番、二宮由子です。興市会を代表し、令和3年度一般会計予算ほか4特別会計予算及び1公営企業会計予算に、賛成の立場で討論をいたします。

さて、今回提案された予算では、昨年までと異なり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費や、テレワーク及びWEB会議等の実施に係る経費、高齢者及び障害者の在宅要介護者の施設への受入体制整備に係る経費や、東大和市PCRセンターの運営に係る経費をはじめとした、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業関係費に大きな額の配分がされています。

また、子ども・子育て施策の充実に係る事業関係費として、民間保育園等施設整備補助金や、保育士の確保支援に係る経費、施設型ショートステイの実施に係る経費、教育施策の充実に係る事業関係費として、通学路等の防犯カメラの更新及び維持管理に係る経費や、GIGAスクール事業に係る経費、旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事及び公開に係る経費や、（仮称）東京街道運動広場管理棟新築工事設計委託料、そして健康・福祉施策の充実に係る事業関係費として、市民の健康づくりの推進に係る経費や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る経費など、これらは全て持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり、評価いたします。

そのほか細かく申し上げれば、情報化推進計画作成支援委託料や、子育てひろばの充実に係る経費、そして野火止用水の環境保全に係る経費なども評価するものです。

未曾有の災厄であるコロナ禍の中、減収が見込まれる税収などに鑑みれば、あれかこれかの視点をもっと押し進め、施策の積極的な取捨選択と、人的・物的資源の集中をすべきであると考えます。

最後に、さらなる尾崎市長のリーダーシップの発揮を求め、討論といたします。

〔1番 二宮由子君 降壇〕

〔14番 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。正和会を代表し、令和3年度東大和市一般会計予算、並びに4特別会計予算及び下水道事業会計予算に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

さて、今年度は世界中をパンデミックに落とし入れた新型コロナウイルス感染症により、東大和市においても、市民の生命や健康を優先した取組に終始した1年となりました。残念ながら、新型コロナウイルス感染症は、完全な終息の予測も立たず、現在進行形の社会の大きな課題となっており、令和3年度の予算においても大きく影響を受けていることが確認できました。このような現状を踏まえ、令和3年度の予算編成方針において市長は、新型コロナウイルス感染症対策を最重要施策とされました。

その上で、例年以上にシビアに予算の見積りを行うために、真に必要な事業と、真に必要な経費を見極める

よう方針を打ち出され、それを受けた各部各課においては、法律等で義務づけられている事業以外の事業は原則実施しないという観点で、市民の生命に関わる事業や、実施がやむを得ない事業などと、そうでない事業を整理した上で、予算を編成されたとのことでした。

時の流れとともに、社会の仕組みや価値観が大きく変わっている中、行政においては、なかなかドラスティックにかじを切れない状況が続き、旧態依然に継続していた事業そのものや、事業の取り組み方を見直すように、令和3年度の予算編成方針を打ち出した市長の英断は大いに賛同するもので、評価に値するものだと思います。

一方で、予算に計上された様々な事業を確認すると、この予算編成方針を踏まえた上でも、旧日立航空機株式会社変電所を活用した平和事業の拡充や、子育てひろばの充実、また健幸都市の実現のための東京大学未来ビジョン研究センターとの産官学民連携の取組など、法律等で義務づけられている事業ではなくても、東大和市として大切に育て、進めていかなければならない多くの事業は、継続して計上されていることも確認できました。

これは厳しい財政状況の中でも、正しく事業を取捨選択して、様々なやりくりをして予算を組んだことの現れだと理解した次第です。

財政の厳しさという点では、少子高齢化や人口減少という現状に反映した民生費の増加だけではなく、新型コロナウイルス感染症の影響での市税の減少を見込んだ予算編成となりました。

経常的経費の見積上限額については、令和2年度の当初予算の5.6%減とするようにとされていたにもかかわらず、令和3年度の当初予算ベースで経常収支比率は104.8%となっており、100%を超えた財政の硬直化を示す数値となっています。

一方で、先ほどの令和2年度（第10号）補正予算の説明で示されたように、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付分のうちの地方単独分として、令和3年度、東大和市は今回示された当初予算のほかに、約2億6,500万円を活用できることとなりました。

今年度も市は、国や都の新型コロナ感染症関連の交付金や補助金を活用して、キャッシュレス決済による市内の中小企業や商店を応援する取組や、10万円の特別定額給付金の対象とならなかった新生児への市独自の10万円の給付、そして医師会との協力により実現したPCRセンターの設置など、様々な取組で効果を上げてきました。

第3次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、幅広に活用できるとされながらも、国は、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に活用するようにとしています。

一部報道では、この臨時交付金の活用方法に疑問を呈されている自治体もあるようですが、今まで東大和市においては、実直に必要なところに支援が届く形で取り組んでいることを確認しておりますので、第3次の交付分につきましても、市民ニーズを的確に捉え、かつ、内閣府が設置した他自治体の取組や、各分野の専門家とのマッチングも可能となるプラットフォーム、地方創生図鑑及びオープンラボ等も活用して、令和3年度も引き続き市民の健康と暮らしを守る施策や、市内事業者の支援など、真に必要なところに適時的確に支援が届くよう、またポストコロナも見据えた将来に生きるものとなるよう、よい取組にこの交付金を活用されるよう強く要望いたします。

一般会計以外について述べさせていただくと、国民健康保険事業特別会計については、令和5年度までの赤

字繰入れ解消を目指す中での国保税改正を反映した内容となっていました。東大和市の国保税率は、平成30年度から少しずつ増改定していますが、一方で、国が設けている保険者努力支援制度の様々な指標において、東大和市は経年の様々な努力により、令和3年度の合計点数は、初めて26市中1位、東京都内でも2位という結果を出し、交付金確保に大きな成果を上げています。

また、令和3年度予算では、平成31年度末の基金残高1億6,738万円も活用し、国保税率の増改正については、この赤字解消の取組開始以来、最少の5.18%に抑えました。

増改定は、誰しも歓迎するものではありませんが、国民健康保険については、その制度や仕組みについて様々な課題がある中、現状の仕組みの中での最善をどのように図るかという視点で、市は取組を進めていると理解しておりますので、ぜひ赤字解消、並びに負担軽減のインセンティブ獲得への取組を、令和3年度も継続して行ってほしいと思います。

また、下水道事業会計については、公営企業会計移行後2年目の予算となります。今回示された令和3年度予定キャッシュ・フロー計算書では、業務活動、投資活動、財務活動ともにプラスが示されていたため、本業の業績はおおむね良好であることが確認できましたが、有利子負債の減少や、建設改良に係る投資の実施などは、今後も引き続き必要になってくると思います。

令和3年度には、初めての決算書類の作成も迎えることですので、公営企業会計に移行したことを活用した経営分析を行うとともに、経済性と公共の福祉を維持した独立採算制という公営企業の原則の実現を目指した経営を進めてほしいと思います。

令和3年度の施策や事務事業を見ると、GIGAスクールやICTの活用など、最初に申し述べたように時代の変化に対応した、これから先の市政の在り方に関連するものが多いように感じました。

概括的に予算とは、その年度に予定している歳入と、実施する施策にひもづく、事務事業の費用の一覧とも言えます。そこに書かれているのは各項目の金額のみで、どのように取り組むのかは書かれていません。同じ金額を使用しても、その取り組み方、内容により、効果や創造できる価値は変わるもので、その財源の効果を高めることができるのは、職員の皆さんのモチベーションにかかっていると思います。

通常業務のほかにも、新型コロナウイルス感染症の対応もあり、時に心にゆとりが持てない状況も、市役所内では散見されるのではないかと想像するところですが、このような財政が厳しい状況においてこそ、人という財産を最大限に生かすべきです。

職員の皆様においては、既成概念にとらわれない柔軟な発想により、新たな時代においても、持続できる仕組みづくりをお願いしたいと思います。

そして市長におかれましては、ぜひ職員が能力を最大限に発揮でき、前向きに事業に取り組み、10年後、そしてその先の東大和市においても、令和3年度に取り組んでくれてよかったと市民が思える事業効果を実現できるよう、マネジメント、並びにさらなる組織力向上を図られることを期待し、令和3年度予算に対しての賛成討論といたします。

〔14番 和地仁美君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。令和3年度一般会計予算、4特別会計及び下水道事業会計予算に対し、賛成の立場で討論します。

コロナ禍で大幅な減収が見込まれる中、業務の見直しをしたことは評価します。その上で、予算をかけずに

実施を検討する事業も含め、何を達成するための事業だったのか、目的は達成できたのか、市が行わずに代わりの実施主体が担うことはできないかなど、検討することを求めます。

特に、男女共同参画事業においては、地域振興課として、市民との協働を進める機会として、市の事業を委託に出すことばかりを進めるのではなく、事業を担える市民を育て増やす取組を進めるよう求めます。

指定管理者制度に関しては、選定委員会が事業評価を行っているとのことですが、外部有識者や専門機関による評価を取り入れる検討を進めるよう求めます。

ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種については、積極的な勧奨は差し控えている中で、誤解を招かないような慎重な対応を求めます。接種対象者への個別通知については行わず、広く周知はすべきではないと考えます。仮に情報提供として実施する場合にも、お子さんや御家庭で判断ができるように、なぜ積極的な勧奨を差し控えているのかという情報も併せて提供することを求めます。

道路の実施設計に当たっては、歩行者や自転車の通行の安全が図られるよう配慮し、街路樹も景観や緑陰など、その場に適したものを配置するよう求めます。

GIGAスクール事業で1人1台の端末の利用により、児童・生徒の学びの機会を充実させる一環として、不登校の子供たちにも学習機会を確保できるよう、有効な利用方法を検討ください。また、特に低年齢のお子さんの健康への配慮は、ルールを持って対応していくことを求めます。

図書館基本計画については、これまでも指定管理者制度を導入する前に、市の図書館事業に関する方針や姿勢を市民に示すために、策定の必要性を訴えてまいりましたが、いまだに検討されていません。今後の課題との答弁でしたけれども、検討を始めるよう強く求めます。

次に、東大和市国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

6年連続値上げの財政健全化計画を進めるに当たって、市民の理解を得るために、市が行っていることをしっかりと伝えていただきたいと思えます。特に減免制度や各種保健事業について、十分な情報提供を求めます。また、健康保険制度については、制度上見直しが必要と考えます。国の公費負担を増やすことも必要ですが、加入保険の種類による格差をなくし、一本化することを要望していきます。

東大和市介護保険事業特別会計については、令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度となりますが、保険給付費や地域支援事業費の適切な執行により、介護保険は払っていても必要な介護が受けられないという状況にならないよう、事業運営を求めます。

新型コロナウイルス感染症は、経済面でも、健康面でも、精神面でも、市民生活に大きく影響を与えています。今後、コロナウイルス感染予防のワクチン接種については、市民が接種の判断ができるよう情報提供を丁寧に行い、必要な方には受けられるよう準備を進めなければなりません。

その他、令和3年度は大きな工事や建設系の事業はありませんが、大きな予算がつかないからといって、あれもできない、これもできないとならないように、市民生活を支える事業をしっかりと進めてほしいと思えます。

今こそ市と市民が知恵を出し合って日々の生活を支え合い、暮らしやすい東大和市を充実させるための年とすることを求め、賛成討論とします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第1号議案 令和3年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第2号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第3号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第4号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第5号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第6号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時44分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（中間建二君） 日程第16 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして、御報告を申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、東大和市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げるものであります。

御報告申し上げます事項は、令和3年度東大和市土地開発公社事業計画及び予算であります。

初めに、令和3年度東大和市土地開発公社事業計画であります。公共用地の取得事業が2件ございます。

1件目は、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線用地先行取得事業であります。

取得面積につきましては、457.23平方メートル、取得金額が1億4,235万1,814円であります。

2件目は、市道第1491号線角切用地先行取得事業であります。

こちらは、当該都市計画道路に接続する角切用地の取得でありまして、取得面積につきましては13.39平方メートル、取得金額が300万7,890円であります。

以上、2件につきましては、東大和市からの依頼に基づき実施するものであります。

次に、公共用地の売却事業が1件ございます。

事業名は、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線用地売却事業であります。

こちらは、令和2年度中に市からの依頼により取得します同用地について、市へ売却するもので、売却面積につきましては、102.13平方メートル、売却金額につきましては2,624万2,858円であります。

次に、令和3年度東大和市土地開発公社予算についてであります。

まず、収入であります。事業収入、土地売却収入は2,624万2,000円でありまして、先ほど申し上げました公共用地の売却事業に伴う収入であります。

借入金につきましては、1億4,000万円でありまして、公共用地の取得事業の資金として借入れるものであります。

事業外収入、利息収入は5,000円でありまして、こちらは定期預金及び普通預金の利息であります。

次に、支出であります。事業費、土地取得費は1億525万5,000円でありまして、先行取得に伴う土地の取得費であります。

物件移転補償費は4,000万円であります。

管理費、一般管理費は8万2,000円でありまして、公社の連絡協議会負担金及び振込手数料、法人市民税、法人住民税であります。

事業管理費は10万6,000円で、先行取得に要する収入印紙代及び振込手数料であります。

予備費につきましては、1万円であります。

次に、資金計画であります。受入資金は1億8,099万5,000円、支払資金は1億4,545万3,000円であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第1号報告を終了いたします。

日程第17 議第1号議案 核兵器禁止条約の発効を支持し、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓う決議

○議長（中間建二君） 日程第17 議第1号議案 核兵器禁止条約の発効を支持し、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓う決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第1号議案 核兵器禁止条約の発効を支持し、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓う決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第18 議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） それでは、道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例は、平成23年12月議会で可決された一部改正のうち、別表（第2条関係）の法第32条第1項第2号に掲げる物件のみを改正前に戻すものです。

法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、ガス管などの地下埋設物のことです。4区分に分けられていたものを、従前より単価の低い区分を5区分新設することで、改定前に比べ年間約2,500万円、約30%の減収となりました。値下げになった対象は、東京ガス、東京電力、NTTの3社です。

まず、市は平成22年度の東京都の改定に準拠した改正と説明をされてきました。

しかし、平成26年4月に行った東京都の単価引下げの改定の際に、東京都に準拠すればさらに991万円の収入減になるとして改定を見合わせています。東京都と全く同じ区分と単価を採用しなくてはならないものでは決してありません。追従したのは8市のみでした。

東大和市も、東京都に準拠した値下げと市は説明しましたが、準拠する必要はなかったものです。

令和3年2月現在の地下埋設管の区分ごとの各市の状況ですが、4区分が1市、5区分が1市、6区分が1市、7区分3市、8区分2市、9区分が18市となっています。

東京都が示す区分より、区分を少なくしている市は9市です。

平成26年度改定後に、東京都の市部の基準額より高い単価を採用している市は16市あり、都の基準表どおり徴収するよりも収入を増やしています。

このうち、小金井市では、令和2年度より、4区分から8区分へと改定をし、外径0.1メートル以上の各区分で単価を引き上げました。これにより、3,000万円の増収を見込んでいとされています。小平市では、令和2年度より7区分から9区分へと改定し、外径0.07メートル以上の各区分で単価を引き上げました。これにより、約1,200万円の増収を見込んでいとされています。

東大和市も、今、独自収入の確保に努力するとされています。

道路占用料は、市の独自財源を増やす上で、多くの自治体が重視して増収を図っている収入源です。

予算特別委員会の答弁から積算すると、区分・単価を、前回改正前に戻せば約2,600万円の増収を図ることができます。これにとどまらず、さらに増収を図るための検討を行うべきです。

市税で、1億円増収になっても、75%以上が基準財政収入額に算入されるために、2,000万円程度の増収効果しか望めないのに対して、道路占用料は、基準財政収入額に算入されないために、増収額は100%、財源増となります。まず一旦、4区分に戻して、減収分を回復をし、その後においてさらなる増収を図るべきです。

説明は以上です。

それでは、お手元にございます道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を読み上げて、提案をさせていただきます。

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が0.2メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、180円。

同じく、法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、340円。

同じく、法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、930円。

同じく、法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が1メートル以上のもの、長さ1メートルにつき1年、1,860円。

附則。

1、この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2、この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第19 議第3号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議

○議長（中間建二君） 日程第19 議第3号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第3号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 議員派遣について

○議長（中間建二君） 日程第20 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時59分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 木 下 富 雄

署 名 議 員 関 田 正 民